

平成24年 9 月宮崎県定例県議会

文教警察企業常任委員会会議録

平成24年 9 月20日・24日

場 所 第3委員会室

平成24年9月20日（木曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

議案第1号 平成24年度宮崎県一般会計補正
予算（第1号）

議案第5号 地方警察職員の特殊勤務手当に
関する条例の一部を改正する条
例

報告事項

- ・平成23年度宮崎県公営企業会計（電気事業）
継続費精算報告書（別紙2）
- ・県が出資している法人等の経営状況について
教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経
営に関する調査
- その他報告事項
- ・発電所施設見学ツアー（祝子発電所）につい
て
- ・宮崎県教育委員会の教育に関する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価について
- ・第36回全国高等学校総合文化祭富山大会の結
果について
- ・「みやざき特別支援教育推進プラン」（素案）
について
- ・「懲戒処分等の公表基準」について（見直し素
案）
- ・平成24年度全国高等学校総合体育大会の結果
について
- ・平成24年度全国中学校体育大会の結果につい
て

出席委員（7人）

委員 長 西村 賢
副委員 長 清山 知憲

委員 蓬原 正三
委員 横田 照夫
委員 外山 衛
委員 太田 清海
委員 新見 昌安

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長 加藤 達也
 警務部長 久米 一郎
 警務部参事官兼
 首席監察官 宮下 貴次
 生活安全部長 深田 周作
 刑事部長 横山 登
 交通部長 上久保 岩男
 警備部長 日高 昭二
 警務部参事官兼
 警務課長 中原 淳一
 生活安全部参事官兼
 生活安全企画課長 山内 敏
 生活安全部参事官兼
 地域課長 鍋島 清三
 総務課長 金井 嘉郁
 会計課長 草留 勉
 少年課長 時任 和博
 交通規制課長 上米良 秀雄
 運転免許課長 坂元 正宏

教育委員会

教育長 飛田 洋
 教育次長
 （総括） 高原 みゆき
 教育次長
 （教育政策担当） 長濱 美津哉
 教育次長
 （教育振興担当） 山本 真司

総務課長	梅原裕二
財務福利課長	入倉俊一
学校政策課長	西立野康弘
学校支援監	今村卓也
特別支援教育室長	武富志郎
教職員課長	川島達朗
生涯学習課長	津曲睦己
スポーツ振興課長	田村司
文化財課長	田方浩二
人権同和教育室長	花岡道義

本日は、19日に付託を受けました議案第5号「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について審査を予定しております。

お手元に配付しております資料をごらんください。これは、地方公務員法第5条第2項により人事委員会の意見を聞くことになっており、その回答であります。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

企業局

企業局長	濱砂公一
副局長	佐藤健司
技監	相葉利晴
総務課長	緒方俊
経営企画監	新穂伸一
工務課長	本田博
開発企画監	喜田勝彦
電気課長	白ヶ澤宗一
施設管理課長	山下雄一
総合制御課長	田村秀秋

午前10時4分再開

西村委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託された議案等について、本部長の説明を求めます。

加藤警察本部長 おはようございます。警察本部でございます。本日もよろしく願いいたします。

あす9月21日から、「秋の全国交通安全運動」が始まります。本県での交通事故の発生状況は、9月20日現在、昨年同期と比べますと、死亡事故、発生件数、負傷者数は、いずれも減少しているところではありますが、高齢者の死者が増加していることから、依然として厳しい状況にあると考えております。

そこで、交通事故の抑止と交通秩序の確立を図るため、交通安全運動期間中はもとより、引き続き「てげてげ運転追放運動」の推進を初め、各種の交通事故防止対策に努めてまいります。

また、県民が安全で安心して暮らせる宮崎の実現を目指し、これからも我々職員一同、一丸となって努力してまいりますので、委員長を初め委員の皆様には、今後とも、御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	牧浩一
議事課主任主事	田代篤生

西村委員長 ただいまから、文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程であります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

本日、御審議いただく公安委員会関係の議案及び報告につきましては、3件であります。

まず、提出議案といたしまして、平成24年度宮崎県一般会計補正予算について、それから、地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、また、報告といたしまして、公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況についてであります。

以上の案件につきまして、それぞれ担当部長から説明・報告させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

西村委員長 本部長の概要説明が終了いたしました。

初めに、議案に関する説明を求めます。

久米警務部長 それでは、平成24年9月定例県議会提出議案の議案第1号「平成24年度宮崎県一般会計補正予算」、議案第5号「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」の2件につきまして御説明いたします。

初めに、「平成24年度宮崎県一般会計補正予算」から御説明いたします。

お手元にお配りしておりますペーパーの資料の文教警察常任委員会資料、このうちの最初の資料1をごらんください。

警察本部では、今回の補正予算に関しまして、犯罪・事故の起きにくい社会づくり事業と、当事業に係るもの及び交番、駐在所建設費借家料に関する債務負担行為の2点について願いますところあります。

まず、犯罪・事故の起きにくい社会づくり事業の内容について御説明いたします。

お手元の平成24年度9月補正歳出予算説明資料の119ページをお開きください。

(款)警察費、(項)警察活動費、(目)警察

活動費、(事項)一般活動費、補正額141万9,000円がこの事業の補正額であります。

先ほどの紙の常任委員会資料に戻りまして、事業目的といたしましては、民間の警備会社にパトロール隊員によるパトロールを委託し、パトロール隊員が市街地を中心にパトロールすることにより、県民が身近に不安を感じる犯罪の未然防止と交通ルールの遵守を促し、犯罪の抑止及び規範意識の向上を図るものであります。

事業内容は、パトロール隊員24名を、宮崎地区、都城地区、延岡地区の3地区に配置し、学校周辺、金融機関、コンビニエンスストア、大型商業施設の巡回及び立ち寄り警戒活動、交通ルールの遵守促進のためのリーフレット作成・配布及び交通安全啓発活動、警察、防犯・交通安全協会等が実施する街頭キャンペーンへの参加等に從事いたします。

事業の期間は、平成25年3月22日から平成26年2月28日までであり、事業効果としまして、パトロール隊員が街頭活動や交通ルール遵守促進活動を行うことにより、各種犯罪や事故の発生を未然に防止するとともに、社会全体の規範意識を向上させ、安全で安心な宮崎の実現に大きな効果があるものと考えております。

予算額ではありますが、本事業は、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した事業であり、事業費は、今回要求いたします141万9,000円と平成25年度の債務負担5,058万1,000円とを合わせて5,200万円になります。また、今回の補正予算によりまして、補正後の警察費は、286億9,252万9,000円になります。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。

お手元の平成24年9月定例県議会提出議案の6ページをごらんください。

事項としましては、平成24年度警察共済組合宮崎県支部交番、駐在所借家料と、犯罪・事故の起きにくい社会づくり事業の2件であります。

平成24年度警察共済組合宮崎県支部交番、駐在所借家料であります。これは、今年度に建設を予定している延岡警察署の上南方駐在所と高千穂警察署の日之影駐在所につきましては、警察共済組合の不動産投資事業を活用して建設することとしておりまして、それに伴う債務負担行為であります。

具体的に申し上げますと、警察共済組合から建設費を借り入れ、平成34年度までに返済するものでありまして、警察共済組合の借り入れ承認が2月議会議案提出締め切り後に正式決定したため、平成25年度以降の償還金について、本議会で債務負担行為の議決をお願いするものであります。

債務負担行為の限度額は6,823万円で、その終期は平成34年度であります。

ちなみに、本年度の交番、駐在所の建設は、このほかに串間警察署の大束駐在所の建てかえを予定しておりますが、これは道路拡張に伴う移転建てかえのため、本年度に移転補償費が歳入計上されますので、警察共済組合の不動産投資事業は活用せずに建設することとしております。

次の犯罪・事故の起きにくい社会づくり事業は、先ほど説明いたしました民間の警備会社へのパトロール業務の委託について、平成25年度分の委託料5,058万1,000円を債務負担行為の限度額としてお願いするものであります。

次に、「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

平成24年度9月定例県議会提出議案、これの

今回は15ページをお開きください。

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、この15ページ、ごらんのとおり、左側の改正前と右側の改正後と、左右対称の表により示しております。

これらの内容につきましては、お手元に配付しております先ほどのペーパーの常任委員会資料、こちらの資料により御説明いたします。こちらの資料2をごらんいただければと思います。「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」という資料2でございます。

今回の条例改正は、大きく2点であります。

まず1点目は、銃器犯罪捜査作業手当の拡充についてであります。

現在、全都道府県において暴力団排除条例が制定され、社会全体による暴力団排除が一層進展している一方、暴力団排除活動の従事者や暴力団との関係の遮断を図る企業等に対する拳銃発砲や手りゅう弾投てきなどの事件が発生しております。

このような暴力団等による危害を未然に防止するために、資料の1の(1)の改正理由のように、保護対象者の直近や周辺に配置されて警戒し、または、保護対象者の自宅や勤務先等の周辺に固定配置されて警戒する警察職員に対して、銃器犯罪捜査作業手当の支給を可能にするものです。

具体的な改正部分につきましては、1の(2)で示しておりますとおり、現行で支給が認められている銃器等の使用現場における犯人逮捕等の作業等の5つの作業区分に、暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するために行う身辺警戒作業または固定警戒作業の区分を加えるものであります。

手当額につきましては、暴力団事務所等に対する張りつけ警戒作業手当と同額の1日につき600円としております。

2点目は、福島第一原子力発電所事故に係る警戒区域等の見直しに伴う作業手当額等の改正についてであります。

改正につきましては、本年の2月議会で、本条例の一部を改正したところでありますが、2の(1)に記載のとおり、新たに、福島第一原子力発電所の事故に係る警戒区域等の見直しに伴う人事院規則の一部改正が行われたことから、所要の条例改正が必要となったものであります。

改正の内容につきましては、2の(2)に記載のとおり、支給範囲となる作業区域が、福島第一原発敷地内、警戒区域、帰還困難区域、居住制限区域、計画的避難区域となり、避難指示解除準備区域につきましては、手当支給のない範囲となります。

また、支給される手当額につきましては、計画的避難区域の変更はございませんが、それ以外の区域においては、それぞれ見直しがなされております。

それぞれの区域は、添付しております図面のとおりであります。

施行期日につきましては、さきに御説明いたしました「銃器犯罪捜査作業手当の拡充に伴う改正」と「福島第一原子力発電所事故に係る警戒区域等の見直しに伴う作業手当額の改正」とともに、条例公布の日から施行するものであります。以上であります。

西村委員長 議案に関する執行部の説明が終わりました。議案についての委員からの質疑はございませんでしょうか。

太田委員 資料の1の1ページですか、犯罪・事故の起きにくい社会づくり事業、これは補正

額が141万ということで打ってありますが、この上の期間のところ、期間が平成25年3月からというふうに書いてある部分は、債務負担の期間もということなんですかね。この141万は、今度の9月で補正して、今年度に使いますというお金、予算として見るんですかね。

久米警務部長 そのとおりでございます。この活動、25年3月31日まで、今年度の分につきましてはやっておりますが、それを中断なく25年4月1日から継続的に行う、実施するために、今年度の141万の分につきましては、準備といいますか、新規にこの作業に従事する者の教養等の費用に充てる、その金額でございます。

太田委員 中断なくいくわけでしょうが、期間といたら、4月1日からとかいう切りのいい感じになるのかなと思ったら、3月22日というふうに、特別そういう日付が何か意味があるんですかね。

深田生活安全部長 御質問の件でございますけれども、この事業は、委員それぞれ御承知のとおりだと思いますけれども、緊急雇用創出事業の特例基金、これを活用した事業でございます。これが23年度で終了するということでございましたけれども、いろんな大震災等々で24年まではいいですよというようなことになりました。その中の事業で現在も進めておるんですけれども、さらに24年度に開始して、25年度も1年間雇用できるという事業であれば、25年まではいいですよと、そのようなことになったものですから、24年度に開始するというので、この6日間が入っておるわけでございます。それで、中断なくこのパトロール事業も25年度も実施できると。そのようなことで、今、太田委員がおっしゃいました、その日にちが若干24年度の中に入ってきておるということでございませ

て、24年度から継続しておる事業であれば25年度もいいですということなものですから、この補正をお願いしておるというものでございます。

太田委員 今、何か6日間とか言われましたね。その6日間の意味は。

深田生活安全部長 6日間でございますけれども、いわゆる24年度にまず開始するということがございますけれども、警備業法に定められておまして、新規に警備業に従事する者につきましては、法定で30時間の教養期間が定められております。まず4日間 1日8時間ということで、 $4 \times 8 = 32$ が教養時間として必要となります。それから、残りの2日間につきましては、警察のほうで犯罪情勢等々を新規に採用された警備員等にレクをする、教養をする、そのようなことで2日間をとっておる。そのようなことから、6日間という日程をとっておるところでございます。

太田委員 それでは、24年度の予算となる6日間で141万ということですかね。

深田生活安全部長 そのとおりでございます。

外山委員 資料2の暴力団等による保護対象者に対するこの件、これは、身辺警戒を含めて何か規定、どういう場合に該当するとか、あるいは対象者からの申し出によって身辺警護するとか、何か基準みたいなものはあるんでしょうかね。

横山刑事部長 保護・警戒、同規定によりまして、対象者というのが決まっておりますけれども、暴力団等による犯罪の被害者、その他の関係者、あるいは暴力団排除活動の関係者、あるいは離脱した者とかその意志を有する者など、保護対象者が決まっております、これにつきましては、本人からの申し出ももちろん検討いたしますけれども、その情勢等を見きわめなが

ら、本部長の判断で指定するということになっております。それと、警戒の区分も幾つか程度、段階がありまして、それもその状況で判断することになっております。

外山委員 例えば、いろんな事案、案件によっては日中だけとか、ある件については24時間とか、そういう区分もあるわけですよ。それはもちろん、本部長含めて皆さんの判断で対象者の範囲を決めるということですね。

横山刑事部長 そのとおりであります。

太田委員 今の保護対象者ですが、私たちのイメージでは、善良なる市民というようなイメージが強いんですけど、暴力団同士の抗争の場合とかもあったりする場合は、暴力団員もこの保護対象者の中に含まれることはあるんですか。

横山刑事部長 実施要綱上の保護対象者といえますのは、今申し上げましたように、暴力団等による犯罪の被害者、その他関係者、関連する者も含まれておりますし、あるいは暴力団から離脱した者、あるいは離脱をしようとしているその意志を有する者も含まれておりますので、保護対象者になり得るということでありませう。

蓬原委員 福島第一原子力発電所事故に係る警戒区域等の見直しに伴う作業手当額の改正、内容じゃないんですが、本県からの派遣が何人かあるということなんですよ。その状況についてちょっと教えてください。

日高警備部長 本県から福島県、宮城県、岩手県の3県に行っておりますけれども、福島県には19回の252名が昨年の3・11から行っております。勤務の内容につきましては、捜索活動も入りますし、パトロール、警戒、交通の検問とか、こういうのに従事しております。それで、この原発の資料の2の次に地図がありますけれども、特勤手当のことですから話しますと、福

島原発のところに黄色い丸印がありますが、下のほうに長方形で福島第一原発敷地内と、ここにも一部入っております。それから、赤い線で囲んであります警戒区域、福島原発の建物の敷地内、ここにも入っております。それから、一番、20キロよりちょっと狭いところになりますが、警戒区域、大熊町とか富岡町、ここ付近にも活動しております。以上であります。

蓬原委員 原発敷地内、ちょっとびっくりしましたけど、大体どんな作業をされているんですか。この警戒区域、大熊町等も含めて、ちょっと教えてください。

日高警備部長 この中は、特定の人以外は立入禁止になっておりますので、そういう者が侵入してこないか、あるいはこの外部を回ってまた、警戒区域を回って、そういう者がいないかとか、大きな活動はそういうところになります。以上です。

蓬原委員 大変な御苦労だと思んですが、例えば放射能の関係があるから、防護服を着てトイレに行けないんだそうですね。それで、何かおむつ、それをしてしなければいけないとか等々、大変な作業が、民間も除染作業をするに当たって、除染のお金が幾らかかるかという、ゼネコンなんかには委託があったんですね。その人たちが行ったときは、そういう状況で大変だったという話をしていましたけど。

日高警備部長 派遣した隊員に聞いてみますと、やはり一番厳しかったのは、原子力発電所のある敷地内に入るときですけれども、ここは車両で入りまして、そして中を巡回して出るといった勤務のようでした。そして、そのときには、今言われたタイベックスという防護服、これを着てマスクをして、そして8月でしたので、特に8月は暑くて大変だったということは聞いて

おります。そうすると、この発電所の外のほう、敷地内、ここは防護服は着なくて、車両の中ですから、それで警戒をしておったようです。以上です。

横田委員 先ほどの暴力団等による保護対象者についてですけど、この前、北九州市でステッカーを張った店の従業員が切りつけられるというような事案が続発しましたけど、結局そういったお店の従業員も対象になるということなんですかね。

横山刑事部長 今のそれが暴力団の事件の被害者ということであれば、当然本人の申し出も要望も踏まえて、対象者になり得るということだろうと思います。現在のところ、福岡県警でも、その関連について捜査しておるといふうに聞いております。以上であります。

横田委員 相当な数になると思うんですけど、やっぱり要請があったところを警護するということですかね。

横山刑事部長 その保護対象者の方といろいろ御相談をしながら、警察としては、身の安全確保ということが第一義でありますので、保護の必要性があれば、お願いしてでも、例えば勤務先、御自宅、あるいは場合によっては周辺の身辺保護に当たるといふことであります。

横田委員 この前の事件からこっち、張っていたステッカーを剥がした飲食店とかいうのは結構あるものなんでしょうか。

横山刑事部長 今のは宮崎県内でもということですか。

横田委員 はい。

横山刑事部長 この標章は、暴力団排除条例に基づく標章制度でありまして、これは熊本県が一番先に導入して、全国では、その次に福岡県が導入したということになります。宮崎県の

条例には、この標章制度というのは織り込んでおりません。その必要性等については、今後、その状況を踏まえながら検討することになるうかと思えますけれども、暴力団排除の意識が高い宮崎県内で、今のところ必要性はないんじゃないかというふうに判断しております。以上であります。

新見委員 資料1についてちょっとお尋ねしたいんですが、予算的なお話じゃなくて、事業の内容について少し教えていただきたいんですが、警備会社の警備員の方がこういった取り組みをしていただいて、大変大事なんですけど、警察官でない以上、いろんな注意をしたりする上で、相手方からいろいろ文句をつけられたりとか、そういった状況が発生するんじゃないかと思うんですが、そういったものをどういった形で受けられて、それをまたどう対応策を警備会社のほうに返されているのか、そこ辺をちょっと教えていただきたいと思います。

深田生活安全部長 その件につきましては、まず警備業者のほうには特段の法的な権限はございませんので、市民に対する言葉遣い等々については十分注意するようにと、そのようなことで指導をいたしております。これまでに、過去ずっとこの事業を継続しておりますけれども、特段そのようなことで市民との間でもめたということについては、大きな報告はございませんけれども、1件、いわゆる二重ロック、これをお願いしますということを言ったときに、相手が「俺は鍵はせんでいっちゃ。だからおまえどんかい言われる必要はない」と、そのようなことが1度あったという報告は受けておりますけれども、その際は、隊員のほうがそういう指導に従いまして、「ああそうですか。しかし、鍵だけは十分注意してください」と、そのような対

応をしたということで、トラブルはなかったと。そういうことで、これまで大きなトラブルがあったとか、その対応に苦慮したということの報告はございませんけれども、パトロール隊員の方のパトロールで、特に通学路等では非常に安心できますと、そのような感謝の声は聞いております。以上でございます。

新見委員 それなりの制服を着てから対応されていきますので、やっぱり抑止力はあると思うんですが、これからもしっかり無事故で対応していただくようお願いいたします。

清山副委員長 資料1に関して、私からも質問なんですけれども、これは確認なんですけど、この1年間で5,200万円は、ほとんどパトロールの方々の人件費で使われるということによろしいでしょうか。

深田生活安全部長 そのとおりであります。この事業につきましては、事業費の2分の1以上、これは人件費にというようなことで規定がされておまして、そういうことからしますと、人件費、これが主な予算の中でありまして、その中でも、ほかには直接の物品費、いろいろな、今回の場合は特にリーフレットをつくるとか、そのような事業もございまして、そういう部分も含まれておりますけれども、基本的には人件費が主たる費用ということになっております。

清山副委員長 この緊急雇用創出事業というのは、たしか厚労省の管轄する事業だったと思うんですが、柱がたしか3つ、ふるさと雇用再生、緊急雇用創出、重点事業雇用創造とあったと思うんですが、この事業の中でどういう目的というか、たしかそれぞれ事業目的があったと思うんですが、緊急に離職を余儀なくされた方々の雇用創出とか、どういった目的にかなうのか教えていただけますか。

深田生活安全部長 そのとおりで緊急雇用でございまして、特に東日本大震災等々で失職した人、これ等を主に採用してくださいというようなことになっておりますけれども、本県では、そのような人が今のところございませんので、いわゆる3・11以降に失業した人、これも含まれてということで、雇用しておるとい実態でございます。

清山副委員長 確認と質問なんですけれども、こういう24名、雇われる方、パトロールとして配置される方は、そうやって3・11以降に失業された方々を中心にされていることでよろしいのかということと、あと、ずっと継続されている事業ということなんですけれども、やはり警察官の方々も、巡らというか見回りされているわけですね。そこに対して、民間のこういう警備員の方々にパトロール隊員として配置されなければいけない何か理由というか、そういう合理的な背景の説明はありますか。

深田生活安全部長 最初の質問については、それで結構でございます。2点目でございますけれども、いわゆるこの事業等々でも特に力を入れておりますのが、自転車の盗難防止であるとか万引き防止であるとか、そのようなことを主にいろいろパトロール等もしてもらっております。そのような観点からしますと、警察官も当然警ら活動等々をやっておりますけれども、例えば駐輪場一つとってみますと、そこに駐留して長時間警戒すると、そのようなことについては、人的・時間的になかなか無理な部分がございます。そのようなものをいわゆる補助的・補充的に対応すると、そのようなことでは非常に効果があるということで考えております。

太田委員 資料2のところ、福島の記事の関係では、この改正については、人事院規則の

一部改正という根拠をきちっと書いておられますが、銃器犯罪のほうの改正については、国からの何かそういう根拠なりが示された基準なんでしょうか、これは。

久米警務部長 銃器犯罪作業手当につきましては、国の地方財政計画に基づきまして、平成9年度から設けられておるものでございまして、今回は、昨年12月末に平成24年度の地方財政計画におきまして、銃器作業手当の支給対象に保護対象者に対する警戒が容認されたと、これを踏まえましての改正でございます。

太田委員 いろいろ段階が分かれています、この額については、地方財政計画の金額をそのまま持ってきておられるのか、それとも、ある程度自治体で多少柔軟に考えていい部分もあるのか、その辺は基準どおりやらざるを得ないのかというような、私から見たら少し安いような気がして、1日600円とかいうのは何か手当にもならんような感じがして、命をかけてやるわけでしょうから、ちょっと基準として安いのかなと思って、ちょっと聞かせていただきました。

久米警務部長 手当額に関しましては、これは地方財政単価、この容認額は820円でございます。ただ、県当局とたび重なる交渉を行いました結果、本県の厳しい財政事情や保護対策事業の過去の実績等を勘案いたしまして、現行の暴力団事務所に対する張りつけ警戒作業と同額の600円という金額にしておるところでございます。

太田委員 ということは、一つの地財計画の中の基準みたいなものがあるけれども、財政事情によっては、ちょっと引き下げられておるといような形なんですね、というふうに理解をしますが、だから、多少柔軟性は持っておるような気もするんですよ。ということは、国の基

準よりか上回ってやってもいい、下回ることだけが常にとということじゃなくて、上回ってもいような基準と見えるんですけど、財政事情により、やむを得んかなと思います、何か安い感じがするなという思いはしますね、という感想も含めて伝えておきます。よろしいです。特にあればですけど、いいですね。わかりました。

西村委員長 ないようでしたら、次に、報告事項に関する説明を求めます。

横山刑事部長 それでは、地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づき、県出資法人等の経営状況等について御報告をいたします。

お手元の平成24年9月定例県議会提出報告書（県が出資している法人等の経営状況について）という冊子がございますけれども、この145ページをお開きください。若干分厚いほうでございます。

公益財団法人宮崎県暴力追放センターの平成23年度の事業報告書について御説明をいたします。

まず、1の事業概要についてであります、平成23年度は、公益財団法人として認定された初年度であります、同センターの目的及び事業の一層の定着を図るとともに、暴力追放のための広報啓発活動、暴力追放相談活動等を重点とした推進事業の充実を図り、県民総ぐるみによる暴力追放、暴力団排除運動の活発化を図ったところであります。

次の2の事業実績についてであります。公益財団法人に移行したことから、平成22年度まで実施してきた事業の全てを公益事業として、平成23年度におきましても、145ページから147ページの表のとおり実施しております。

まず、簡単に御説明をいたします。事業名(1)暴力団員等による不当な要求行為の被害者に対する支援事業(公益事業1)であります。これは、1つが常勤相談員や弁護士等による相談・助言事業、2つ目が警察や少年指導委員等との会合等参加による少年保護活動事業、3つ目が会議開催や各事業所等協賛等による暴力団離脱更生促進事業、4つ目が暴力団事件の訴訟支援見舞金制度等を推進する被害者救済事業の4事業であります。

146ページに移ります。

事業名(2)暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業(公益事業2)につきましては、1つが「安全で安心なまちづくり県民のつどい」の共同開催や路線バス車内広告等、各種広報媒体活用などの広報啓発事業、もう1つが民間事業所、地域・職域団体等対象の研修会など民間暴力排除団体等への支援事業、147ページに移りまして、3番でありますけれども、少年指導委員に対する研修事業、4番、銀行や証券会社等の不当要求情報管理機関への援助事業、5つ目が全国及び九州管区内研修会等の調査研究・情報収集事業、6つ目が県内13地区における不当要求防止責任者講習等事業の6つの事業であります。

次に、経営状況等の詳細についてであります。

平成24年度宮崎県出資法人等経営評価報告書により御説明したいと思います。報告書の201ページをお開きください。

ここに平成24年度宮崎県出資法人等経営評価報告書というのがございます。この概要についてであります。

宮崎県暴力追放センターは、「財団法人宮崎県暴力追放県民会議」の名称で平成4年4月1日に設立されまして、平成19年に「財団法人宮崎

県暴力追放センター」に名称変更が行われ、公益法人制度改革に伴い、平成23年4月1日付で現在の「公益財団法人宮崎県暴力追放センター」となったものであります。

総出資額は4億9,500万円ですが、このうち県の出資額が3億9,500万円、残り1億円は市町村の出資金であり、県の出資比率は79.8%となっております。

次に、県関与の状況についてであります。

まず、人的支援であります。平成24年4月1日現在、県職員の就任はありません。役員として理事10人と監事3人の合計13人、この人的支援の右側の表である24年度の4月1日現在というところの合計が13と入っておりますけれども、役員として13人が就任しておりますが、その中に、県の退職者としては、事務局長を兼務する常勤役員と非常勤役員の各1人が就任しております。

次に、財政支出等ですが、県の支出は、次の主な県財政支出の内容に記載された事業所暴力団等排除責任者講習委託事業費として委託料901万8,000円がありますが、その他の補助金や交付金、負担金等はありません。事業所暴力団等排除責任者講習委託事業費は、さきに述べた公益事業の2の一つである6番目に申しました不当要求防止責任者講習等事業の事業費用であります。この事業は、いわゆる暴力団対策法第14条第2項に定められているもので、事業所の暴力団排除責任者に対して、反社会的勢力からの不当要求被害防止のための講習会等について、公安委員会からの委託を受けまして行うもので、昨年度は、県内13地区において、25回、804名の方々に対して講習を実施いたしました。

次に、実施事業ですが、これはさきに

述べたとおり、公益事業の1として4つの事業、公益事業の2として6つの事業の、10の事業を実施しております。

次に、活動指標であります。

暴力追放センターが行っている10の事業は、いずれも暴力団対策法に基づく事業であります。しかしながら、その中でも特に県民に身近な立場での取り組みが重要であるという考えのもとに、1つは相談・助言事業、もう1つが不当要求防止責任者講習等事業、もう1つが広報啓発事業の3つに重きを置いて、重点的な活動を行っております。そこで、これらの活動の普及状況、センターの利用状況等の指標として、暴力相談受理件数など3つを掲げておりますが、活動指標の欄をごらんいただきたいと思っております。

まず、過去の実績等をもとに、の暴力相談受理件数は、平成23年度の目標値を200件としておりましたが、実績値は334件で、達成度は167%でありました。

の研修会参加者数は、平成23年度の目標値を5,000人としておりましたが、実績値は4,245人で、達成度は約85%でありました。

のホームページへのアクセス数は、23年度の目標値を5,700件としておりましたが、実績値は4,725件で、達成度は約84%でありました。

次に、財務状況についてであります。

次のページ、202ページをお開きください。

財務状況の数字は千円単位で表示しております。1,000円未満は四捨五入しております。

経常収益、経常費用等の詳細については、平成23年度事業報告書の148ページから151ページまでの貸借対照表、正味財産増減計算書、財源目録がございますけれども、これはまた後ほど御参照いただきたいと思っております。

202ページの内容であります。まず、財務状況

のうち左側の正味財産増減計算書の平成23年度の欄をごらんいただきたいと思います。

平成23年度の収入に当たる経常収益は2,355万1,000円、支出に当たる経常費用は2,333万2,000円で、差し引き当期経常増減額は21万9,000円となり、経常収益が経常費用を上回ったということになります。

経常外収益並びに経常外費用はありませんでしたので、23年度の当期一般正味財産増減額は、当期経常増減額の21万9,000円となっております。

また、22年度からの繰越金であります23年度の一般正味財産期首残高は450万4,000円でありましたので、23年度の一般正味財産期末残高は、当期一般正味財産期首残高に当期一般正味財産増減額の21万9,000円を加えた472万3,000円となり、これが平成24年度への繰越金となります。

なお、平成23年度一般正味財産期首残高は、平成22年度一般正味財産期末残高がそのまま繰り越されるものでありますので、同じ数値になるべきところでありますけれども、表の平成22年度一般正味財産期末残高は450万3,000円であり、23年度の一般正味財産期首残高450万4,000円ということで、1,000円の誤差が生じております。これは、出資法人等経営評価報告書が、県行政経営課で行われます公社等経営評価シートをもとに作成されまして、これは1,000円未満を四捨五入してシートに記入した数値が自動的な計算によるものであるために、1,000円未満の個々の数字がシート上に反映されないということで、表示上の誤差が生じたもので、他意があるものではありません。

平成22年度の一般正味財産期末残高及び正味財産期末残高を四捨五入せずに正確に申しますと、一般正味財産期末残高450万3,911円、正味

財産期末残高4億9,950万3,911円 一番下の欄でありますけれども であります。

次の指定正味財産期首残高と同期末残高は、ともに4億9,500万円を計上しておりますが、これは、暴力追放センターの基本財産であり、有価証券への投資と定期預金で運用しております。

次の正味財産期末残高の4億9,972万3,000円は、基本財産である指定正味財産期末残高の4億9,500万円に、次年度への繰越金である一般正味財産期末残高の472万3,000円を加えた額ということであります。

次に、右側の貸借対照表の平成23年度の欄をごらんください。

平成23年度の資産は、合計5億720万6,000円であります。資産のうち流動資産は、現金預金497万6,000円であり、固定資産は、基本財産と特定資産（退職給付引当金）を合計した5億223万円であります。

次に、負債は、合計748万3,000円であります。流動負債25万3,000円は、未払い金と預かり金であり、固定負債は、退職給付引当金の額であります。

次の平成23年度の正味財産4億9,972万3,000円は、資産合計の5億720万6,000円から、負債合計の748万3,000円を差し引いた額であります。

次に、財務指標についてであります。

の自己収入比率の実績値50.6%は、記載の算式のとおり、基本財産運用収入の563万6,000円に、賛助会費と寄附金を加えた合計1,181万3,000円を、当期支出合計額の2,333万2,000円で割り、比率を算出したものであります。23年度の目標値60%に対して、達成度は84.3%であります。今後とも、厳しい財政状況であります。自己収入比率を高め、目標値達成に向けて努力するように指導してまいります。

の管理費比率の実績値20.5%についても、算式に基づき管理費477万7,000円を、総支出額の2,333万2,000円で割り、比率を算出したものであります。平成23年度の目標値30%に対して、達成度は131.7%でありました。

最後に、総合評価であります。

県の評価は、事業活動実績面については、暴力団を排除するための責任者講習やマスメディアを活用した広報啓発活動、暴力団による被害の相談活動等、暴力団追放に向けたさまざまな支援活動を積極的に行っており、その実績は評価できるとしております。

一方、財政面につきましては、賛助会員の拡大や管理費削減等に積極的に取り組んではいるが、財政基盤の長期安定化を図るためには、なお一層の自助努力が必要であるとしております。

また、活動内容及び組織運営については、Aで良好、財務内容については、Bでほぼ良好との評価を受けております。

続きまして、平成24年度の事業計画について御説明をいたします。

事業計画書の152ページから153ページをお開きください。

1の事業概要についてであります。

本年度におきましても、引き続き公益財団法人として一層の定着化を図るとともに、これまで以上に広報啓発活動、民間や自治体の暴排活動の支援、暴力相談事業等を積極的に推進することとしております。

2の事業計画についてであります。本年度も(1)の公益事業1、暴力団員等による不当な要求行為の被害者に対する支援事業で4つの事業、(2)の公益事業2、暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業で6つの事業の、10の事業を推進していくこととしており

ます。

次に、収支予算書についてであります。

次の154ページをお開きください。

、一般正味財産増減の部の1.経常増額の部であります。

その(1)の経常収益であります。基本財産運用益564万7,000円、受取会費(賛助会費)450万、事業収益901万8,000円、受取補助金等271万6,000円、受取寄附金27万6,000円、雑収益5,645円、合計2,216万2,645円となっております。

一方、(2)経常費用につきましては、事業費1,999万3,000円、155ページに移りまして、管理費584万3,000円、経常費用計2,583万6,000円となっております。

なお、経常収益と経常費用の差額である評価損益等調整前当期経常増減額は、マイナス367万3,355円となっております。2番の経常外増額の部、(2)の経常外費用の欄でありますけれども、前年度からの繰越金である一般正味財産期首残高472万3,355円があることから、24年度の一般正味財産期末残高は105万円となります。

指定正味財産は、基本財産4億9,500万円と変わらず、正味財産期末残高は、一般正味財産期末残高の105万円に指定正味財産4億9,500万円を加えた4億9,605万円であります。

なお、24年度の事業計画は、本年3月2日開催の理事会で、また、23年度の事業実績につきましては、本年6月4日開催の理事会並びに本年6月19日開催の評議員会において、それぞれ承認されたところであります。

今後も、予算の効率的な運用と事業費等の節減になお一層努めるとともに、官民一体となって宮崎県暴力団排除条例と連動した暴力団排除活動等を積極的に実施していく所存であります。

最後に、特に資料は準備しておりませんけれ

ども、今後のセンターの懸案事項について、若干御説明をさせていただきます。

本年8月1日に、いわゆる改正暴対法、暴力団対策法の改正がありまして公布となり、そのうち、暴力追放センター関係では、訴訟代行制度が新設されました。来年2月から施行されることとなっております。

この制度を簡単に御説明しますと、あらかじめ、国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センター（適格都道府県センター）が、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、センターみずからが原告となって、暴力団事務所の使用等の差しとめ訴訟を行うというものであります。

そこで、宮崎県暴力追放センターにおいても、適格都道府県センターの認定申請を行うため、定款の変更や新たな規程の策定等の各種作業を進めていくこととなりますが、国家公安委員会からの認定を受けるためには、民事訴訟費用をセンターみずからが支出できる財政基盤（民事訴訟基金）を申請時に保有していることが必須の条件ということでありまして、財源の確保が喫緊の課題であります。

県内において、これまでのところ、暴力団事務所に関する付近住民とのトラブル等の相談あるいは情報等を把握しておる状況にはありませんけれども、事前の備えといたしまして、警察や暴追センターでは、今後、財源確保のために、県を初め各自治体や県民の皆様への御協力、御支援をお願いしていくこととしております。今後とも、委員長を初め委員の皆様様の暴力追放センターに対する深い御理解と御協力をお願いいたします。報告とさせていただきます。以上であります。

西村委員長 報告事項に関する執行部の説明

が終わりました。質疑はございませんか。

太田委員 202ページのところで、自己収入比率という説明がありました。202ページの財務指標のところの真ん中あたりですけど、自己収入比率、これが自己収入ができるだけあったほうがいいという説明であったと思いますが、賛助会費というのでも、できるだけみんな協力しようということですが、これは賛助会費は自己収入というところに入るんですかね。

横山刑事部長 そのとおりであります。

太田委員 そうすると、できるだけ上げるためにという思いで聞かせてもらおうと、基本財産運用収入というのは、何か正味財産のあの辺のところ項目があるんだろうなと思いますが、どれになるんですかね、154ページでいえば。

横山刑事部長 基本財産の運用益ですね。これは、154ページの（1）経常収益の基本財産運用益564万7,000円であります。

太田委員 賛助会員をふやすということも一番効果があるんですかね、この辺のパーセントを上げるというのは。

横山刑事部長 厳しい財政状況でありますけれども、いろんな方面に御理解をいただきながら、年々、賛助会員の皆様方も増加傾向でありまして、やはり暴排条例の効果もあろうかと思えますし、昨今の情勢もあろうかと思えます。御理解をいただきながら増加しておる状況で、これからもそのような方向で取り組んでいきたいと思っています。

太田委員 私たち議員にも賛助会員ということで要請がありますよね。

横山刑事部長 暴力団排除に深い御理解をいただいておりますし、公選法等の適用が、要するに寄附行為の禁止との兼ね合いもあろうかと思えますので、十分検討しながらお願いをして

いくことになるかと思えます。多分無理ではないかというふうに考えております。お気持ちだけ頂戴いたします。

太田委員 私、勘違いしていたかもしれんけど、会員になっているんじゃないかなと思うんですがね、議員の皆さんも意外と。

横山刑事部長 今申し上げたとおり、公選法の寄附の禁止規定に抵触するということで、これは犯罪被害者支援に対する賛助金についても、また議員活動を通じて、御理解、御協力いただいておりますので、賛助会員ではお願いはしておりません。

太田委員 賛助会員では、できないんですかね。じゃあれは何だったのかな。わかりました。確認してみます。

西村委員長 ほかにないでしょうか。

ないようでしたら、では、その他で何かありましたら、報告以外で。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 では、ないようですので、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時6分休憩

午前11時9分再開

西村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

報告事項等について、企業局長の説明を求めます。

濱砂企業局長 おはようございます。企業局でございます。本日、御報告いたします項目につきまして説明をさせていただきます。

お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料の、1枚めくっていただきまして目

次をごらんください。

企業局では、今回は議案はございませんが、提出報告書の関係が2件、その他の報告事項が1件、合計3件でございます。

まず、上の の提出報告書関係の2件であります。

1つ目は、宮崎県公営企業会計電気事業の継続費に係る事業につきまして、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により精算報告を行うものでございまして、平成22年度から23年度にわたって実施いたしました祝子ダムマイクロ水力発電設備設置工事につきまして御報告をさせていただきます。

2つ目は、県が出資している法人等の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づきまして、企業局が出資しております一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターの経営状況等について御報告をするものであります。

次に、下の大きな であります。その他の報告事項であります。

祝子発電所におきまして実施いたしました発電所施設見学ツアーにつきまして御報告をさせていただきます。

私からは以上でございますが、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

西村委員長 局長の概要説明が終了しました。

初めに、報告事項に関する説明を求めます。

吉田総務課長 それでは、平成23年度宮崎県公営企業会計の電気事業に係ります継続費の精算報告について御説明をいたします。

委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、対象工事でございますが、先ほど企業局長からもありましたとおり、「祝子ダムマイクロ水力発電設備設置工事」であります。

1の工事概要でございますが、この工事は、本県の地域特性を生かしました環境に優しい新エネルギーの普及・促進を図るために、平成22年度から23年度にわたりまして継続費を設定し、祝子ダムの維持放流水を利用しましたマイクロ水力発電設備として、祝子第二発電所を建設したものでございます。

2の工事内容でございますが、水車発電機や水圧管、発電所建屋の設置等を行い、工事期間は、3のとおり、平成22年12月6日からことの1月30日までの約14カ月間ございました。

下に写真を掲載しておりますが、左側が祝子ダムと祝子第二発電所の建設箇所を示した航空写真でございます。右側の白い建物、これが発電所の建屋でございます。

4の工事費用の詳細につきましては、お手元の平成24年9月定例県議会提出報告書で御説明いたしたいと思います。別紙2という青いインデックスがついた資料でございますが、これの5ページをお開きいただきたいと思います。

本工事の全体計画でございますが、表の左側の欄の年割額の一番下に記載のとおり、総額で1億1,720万円の工事を予定しておりましたけれども、実績では、表の中ほどの支払義務発生額欄の一番下にありますとおり、合計で9,940万2,000円となりました。そのうち補助金が4,351万2,619円となっております。

なお、全体計画と実績の差額であります1,779万8,000円は、執行残等によるものでございます。

継続費の精算につきましては、以上でございます。

続きまして、県が出資している法人等の経営

状況について御説明をいたします。

平成24年9月定例県議会提出報告書（県が出資している法人等の経営状況について）の139ページをお開きいただきたいと思います。

これは、先ほど局長が申しましたとおり、地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づきまして、財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターの経営状況について御報告するものでございます。

まず、平成23年度事業報告書について御説明をいたします。

1の事業概要でございますが、当センターは、企業局が設置いたしました「一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設」の指定管理者として、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間の指定を受けて、当施設の管理運営を行っているところでございます。

2の事業実績であります。事業費は1億2,127万円で、具体的な事業といたしましては、まず、ゴルフコースの管理運営と利用促進を図るための事業を実施いたしまして、利用者数は3万3,530人、主催コンペの開催回数が168回、参加者数は1万5,613人となっております。また、利用者の便宜を図るために、ゴルフカートの貸し出しや売店・レストランの運営を行っております。

次に、経営状況の詳細につきましては、出資法人等経営評価報告書により御説明をいたします。この報告書の199ページをお開きいただきたいと思います。字が小さくて申しわけありませんけれども、この資料で御説明をしたいと思います。

まず、当法人の概要でございます。

当法人は、平成元年11月18日に設立されてお

りまして、記載はございませんが、平成24年4月1日付で一般財団法人に移行しております。総出資額が1,000万円のうち、県出資額が700万円となっております。県出資比率は70.0%となっております。

次に、中ほどの県関与の状況でございます。

まず、人的支援でありますけれども、右側の平成24年度（4月1日現在）の欄をごらんください。役員数5名のうち、県退職者は、常勤役員が1人、非常勤役員が1人の2名となっております。その下の職員数11名は、全てプロパー職員でございます。

また、その下の財政支出等でございますけれども、企業局杯のスポンサーとして商品提供を行っているほかは、該当はございません。

次に、一番下の活動指標の欄をごらんください。

活動指標といたしましては、ゴルフ場利用者数と主催コンペ年間参加者数の2つを設けております。

ゴルフ場利用者数は、平成23年度目標値3万7,500人でございましたけれども、先ほど申しましたとおり、実績値は3万3,530人で、達成度は89.4%でございます。

また、主催コンペ年間参加者数は、目標値1万7,000人に対しまして、実績値が1万5,613人で、達成度は91.8%ございました。

200ページをお開きいただきたいと思います。

次に、財務状況でございます。

まず、左側の正味財産増減計算書の平成23年度の欄をごらんください。

経常収益は1億1,338万9,000円、経常費用が1億2,127万円で、経常収益から経常費用を差し引きました当期経常増減額は、マイナス788万1,000円となっております。この額に、当期経

常外費用増減額マイナス15万1,000円を合わせますと、当期一般正味財産増減額がマイナス803万2,000円となっております。その結果、一般正味財産期末残高は、下でございますけれども、1,008万9,000円となっているところでございます。

次に、右側の貸借対照表の平成23年度の欄をごらんください。

資産が3,481万8,000円となっております。その内訳は、現金預金などの流動資産が2,346万6,000円、基本財産や機械装置などの固定資産が1,135万2,000円となっております。

次に、負債でございます。2,472万9,000円で、未払い金、仮受金などの流動負債のみで、固定負債はございません。その結果、資産から負債を差し引きました正味財産は1,008万9,000円となっております。このうち1,000万円が基本財産への充当額となっております。

次に、財務指標でございます。

財務指標としましては、利用料金収入、人件費、自主事業収入の3つを設けておりますが、利用客の減少によりまして、利用料金収入等の実績値が目標値を下回っております。

なお、人件費につきましては、どれだけ節減できたかを評価しておりますので、達成度は113.9%となっております。

次に、直近の県監査の状況でございます。

昨年10月と11月に監査を受けまして、その結果は、指摘事項が1件、注意事項3件ございました。いずれも今後、適正に処理することといたしまして、また、支出額の誤り事例につきましては、後日精算し、再発防止策として請求書の様式を変更するなどの措置をとったところでございます。

最後に、一番下の総合評価の右側の欄、県の

評価をごらんいただきたいと思います。

まず、活動内容といたしましては、活動指標のいずれも目標が達成されておりませんが、追加コンペを実施するなど、積極的に利用者増の誘客対策を実施したことは評価したいと考えております。

利用者数の減少の要因といたしましては、天候不順によるものが大きいと考えますが、近年のゴルフ人口の減少等も影響していると考えられますことから、今後、新規利用者の増加を図るための効果的な誘客対策に取り組む必要があると考えているところでございます。

財務内容につきましては、利用者数が減少したため、収入が落ち込む中で、収支の赤字幅を抑えるため、大幅な経費削減に努めたことは評価したいと考えておりますが、2年連続の収支赤字によりまして、財政基盤が不安定な状況にもありますことから、収入確保に努め、財政基盤の強化を図る必要があると考えております。

最後に、組織運営につきましては、必要最小限の人員により効率的に運営されておりまして、また、資格取得講習会等への職員を積極的に派遣するなど、職員の資質向上が図られておるところでございます。

以上の評価内容から、その下の4段階評価につきましては、活動内容及び財務内容はC、組織運営はBとしたところでございます。

続きまして、平成24年度の事業計画について御説明をしたいと思います。

大変恐縮でございますけれども、報告書の143ページにお戻りいただきたいと思っております。平成24年度の事業計画書でございます。

1の事業概要でございますけれども、平成23年度に引き続き、施設の指定管理者として管理運営を行い、また一般財団法人に移行したこと

に伴いまして、公益目的支出計画の実施が予定されているところでございます。

2の事業計画といたしましては、まず、指定管理業務として、事業費が1億2,613万1,000円、事業内容は昨年と同様でございますが、目標利用者数を3万7,500人、主催コンペの目標参加者数を1万7,900人としております。

次に、(2)の公益目的支出計画(特例寄附)の実施についてであります。

この公益目的支出計画とは、特例民法法人が一般法人に移行する場合に、法人の移行時の純資産額に相当する金額を公益目的に支出するための計画でございます。当法人では、特定寄附の相手方の宮崎県と新富町に、平成24年度は、それぞれ70万円と30万円の寄附が予定されているところでございます。

次の144ページをお開きください。

3の収支予算書であります。

収入の部の合計は1億2,867万5,000円で、主なものは、ゴルフコースの利用料収入やカート使用料、レストランの売り上げ収入となっております。

なお、対前年度比958万3,000円の減となっておりますが、その主な理由は、ゴルフコースの利用単価が年々落ち込んでいるため、実態に即した形で利用料収入を設定したためでございます。

次に、支出の部の合計は1億2,733万1,000円で、対前年度比1,092万7,000円の減となっております。これは、収入の減に対応いたしまして、人件費やコース管理費などの経費節減を行うものであります。

その結果、当期収支差額でございますが、一番下でございますが、134万4,000円の黒字が見込まれております。

私からの説明は以上でございます。

西村委員長 報告事項に関する執行部の説明が終わりました。今の報告事項に対しての質疑はございませんか。

外山委員 たしか65歳以上とか割引をされていますよね。それによる、例えば月2回の方が3回になったとか、何らかの効果は出ていますでしょうか、そういう料金の設定によって。

新穂経営企画監 65歳以上の方の全体の利用者3万3,000人に対する割合というのは、50%を超えております。この率は、年々上がってきております。したがって、ゴルフをされる方の年齢層が上がってきているということの影響が大きいということで、割引料金を設定しているからということではないと思うんですけども、ただ、割引料金を設定することによって、65歳以上の方は、平日だと非常に安くでプレーできるということで、リピーターが多いという状況はございます。

外山委員 要は、こちらはもともと安いんですよ。安いのかかわらず、もしかしたら一番65歳以上の方が時間とお金がある世代であるのに、果たしてそこまでする必要があったかどうか、経営的に考えた場合、むしろふだん来ない若年層の取り込みを図るべきで、今さら戻せないかもしれませんが、何でもかんでも65歳過ぎたら安くなるとかいう傾向に走り過ぎると、結局、もしかしたら一番時間もあってお金もある意味余裕があって来られる人たちから、最初が安いになおさら安くする必要があったのかどうかという気もあるんですよ。だから、経営上、考えた場合、果たしてどうかなと思いますので、いきなり戻すのは無理でしょうけれども、そうしないと収益は上がらないと思うんですよ。以上です。

蓬原委員 今、若年層というような話があったんですけど、何かゴルフスクールをやるという話、何か計画されたように思うんですけど、どういう状況なんですかね。

新穂経営企画監 ゴルフスクールと申しますのが、ゴルフスクールをされている人に、あそこのゴルフ場を練習に使ってくださいというような場所の提供ということを7月から始めまして、今のところ、高鍋町にあるジュニアゴルフスクールが3カ月間ほど使うということで、スクールの子供たちの数は10数人ということでございます。

蓬原委員 その場合の使用料等はどうなっているんですかね。

新穂経営企画監 子供たちは一律500円という使用料を設定しておるんですけども、今年度初めてということもありまして、一応無料ということで設定しておりますが、来年度以降については、またいろいろ検討したいというふうに考えています。

蓬原委員 私は、必ずジュニアの場合はお金を取ればいいという話じゃなくて、熊本とか沖縄とか非常に今プロゴルファーも多いんですよ。ということは、その周辺のゴルフ場がそういう養成に協力しているんだそうですね。例えば、非常に安価な価格でプレーさせるとか、そういう意味で、公営というか、公的なもともとがゴルフ場ですから、そういうことを見込んで、いろんな意味でスポーツ振興ということもかわってきますけれども、何かジュニアをそういうことでどんどんふやすような、門戸を開いて、一ツ瀬川では何か子供相手にゴルフ教室とかいろいろやっているよみたいなことをやっていくと、またそれに大人がいるわけで、いろんな意味でイメージアップにもつながるんじゃないか

なと思うんだけど、どうですか。

濱砂企業局長 まさに委員がおっしゃったようなことを我々も考えておまして、要するにゴルフ場は県内に非常に多いと、ほかのところも正式なゴルフ場も非常に安くで、バーゲンじゃありませんけれども、安い料金でできると。しかしながら、トータルのゴルフ人口は頭打ちですので、あとはいかに若い人を呼び込むかということで、これは企業局のゴルフ場のためだけではなくて、県全体のゴルフ場の引き上げといえますか、そのために、練習場なんかと連携をとりながら、子供さんたちをいかに引き込むかということをいろいろ今考えておるところでございます。

横田委員 ゴルフ場のレストラン単独の収支とかは計算されているんでしょうか。

新穂経営企画監 こちらでは、この表には全体のトータルでしか出ておりませんが、指定管理者のほうでは3つに分けて会計をしておまして、いわゆるゴルフ場の利用者数の会計、これを公益事業、公益会計というふうにしています。それから、カートの貸し出しとか売店の売り上げ、これを収益事業、収益会計として、3つ目にレストラン会計というふうに、3つに分けております。そうしまして、昨年度のレストラン会計のほうは、売り上げのほうで2,079万ということになっております。済みません。ちょっと数字を確認しますので、お待ちください。

横田委員 何でこういうことを聞くかということ、ほかのゴルフ場とかに行ったときに、最近ではよく食事・ドリンクつきとかというのが結構ありますよね。本当にこれでレストランはもうちょっとやるかといつも思うものですから、企業局はそういう食事つきの料金設定とかもある

んですかね。

新穂経営企画監 毎週土曜日は食事つきで4,200円という設定はしております。それから、レストラン会計は、今、収入のほうで2,168万円で、支出のほうで2,290万円ということになってまして、差し引き、レストランだけでは120万円ほど赤字となっております。

横田委員 高齢者が特に多いゴルフ場ですので、昼休みをとることは大事なのかなと思いますけど、よく感じるのが、スルーで回ってもいいんじゃないかといつも思うものですから、赤字になるレストラン部門をどうやって黒字に持っていくのか、または、それをやめてスルーだけにするのか、そういう選択肢ももしかするとあるのかなと思うものですから、ちょっと発言させてもらいました。

蓬原委員 私も多少ゴルフはしますが、ここ数年、一ツ瀬行ってないんですよ、数少ない中でも。ゴルフ場の魅力って何なのかな、ゴルフに行くときに、どこにしようよという幹事さんが決めるという、ちょっとしたニュアンスで決めるんだと思うんですけど、一ツ瀬でよく言われることが、グリーンがおもしろくない、はっきり申し上げて。まんじゅう型の、ほかのところに比べると、アンジュレーションがもっとあって、広くて乗りやすいんですけど、こういうふうにまんじゅう型で何かおもしろくないのが一つと、川ということもあるんでしょうが、日陰が少ない、樹木が少ないんですよ。一方で高齢者が多い。聞くところによると、炎天下、夏はお客さんが必然的に減ると思うんですけども、夏場対策というか、夏枯れ対策というか、そのあたりが行くと、日陰が少なく、何かここは危険じゃないかみたいなイメージもあるんじゃないかなと思うんですが、グリーンもやる

から大変にしても、樹木を植えるというのは、これはいろんな河川管理者との問題もあると思うんだけど、もうちょっとイメージ的に、例えばティーを打つところの脇に木が生えているとか、イメージ的なものでしょうけど、どうかなと思うんだけど、こういう考えをされたことはないですか。木を植えるというのは、あんまりお金がかからないと思うんですけど。

瀧砂企業局長 河川敷は、かなり今、広く民間にというか、普通の遊び場として開放するという流れにはありますよね。ですから、昔ほど規制は厳しくないんですが、先生が今おっしゃったようなことを含めまして、グリーンの改造とか、もう少し、ある程度できる人にも楽しめるような、そういう考えも取り入れながら、そろそろ20年たちましたので、全般的な見直しをしていいかなということを考えていまして、ちょっと具体的に検討してみようかなと思っています。

蓬原委員 今、台風で増水していませんからいいんですけど、何年前でしたかね、あそこが全部つかって、しばらくしてゴルフに行ったら貝殻が落ちていたこともありましたけど、あ那时候石をみんなで拾ったり、まだそのころは指定管理者じゃなかったから人海戦術もきいたんでしょうけど、今もしかぶって、あそこのグリーンが傷んだり、いろんな流木が来たり、石が入り込んだりした場合のゴルフの再生というか、この費用はその場合どうなるんですかね。

瀧砂企業局長 日ごろの維持管理する上でのちまちましたと申しますか、そういう経費は指定管理者が負担するようになっていますが、今のような大きな補修とかいうことになると、これは所有者のほうで、我々のほうでやるべきと思っています。

蓬原委員 ということは、設置側だから、運

営上、経営上の足かせにはならないということですね。

外山委員 そもそもこのゴルフ場をつくるときの経緯があって、恐らく、当時はまだバブルもまだあれで、周りのゴルフ場も高くて、そういう状況のときに、県民が安価でできる場を提供しようということでしたわけですね。だから、今の状況、非常に変わっているので、非常に経営は難しいし、だから、今皆さんがおっしゃったことも考えながら、とにかくとんとんぐらいでやれるようなところに持っていかないと、指定管理者ですから、いけないと思うんですね。ゴルフ業界の周りの環境が全く変わっていますので、そこ辺を考えながらやらないといけない。当時と全く違いますもんね。一番悩ましいところだと思います。

太田委員 報告書の200ページに財務指標というのがありますよね。この財務指標の が人件費というところで、人件費は目標値がこれで実績は下回ったから113%ということで、よかったよかったというような感じのイメージに見えるんですね。これは経営ですから、厳しい経営をされておるから、他がとやかく言うことじゃないけれども、働いておる人の雇用ということも考えていかないかんのも商工観光労働部の仕事でもありますし、人件費とかいうのがこういう財務指標としてなじむかどうか、目標としたりじゃなくて、それは内部の努力としてどの辺が妥当かというのは本来決められるべきで、あんまり客観的にこれが目標値としては正しいんだとかいうのは、何か上げづらいような感じもするんですね。結局この人件費の というのは、24年度、25年度は、23年度よりか目標値は下げた形で次の年度が置かれておりますよね。これは難しいことだと思うんですよ。ほかの報

告書を全部見てみると、ぱらぱら人件費等を財務指標に入れているところが、ここだけじゃなくて、やっぱりあるようですね。ただ、ちょっとその辺がなじむかなというところ辺と、もう一つは、財務指標の中に人件費を入れるという権限はどこが持っているんですかね。入れないほうがいいのかというのは、企業局のほうで判断できるんですかね。これは統一的にある程度決められた取り決めで、人件費なんかを入れるということは、県の中でどこが決定するのかなと思って。

新穂経営企画監 まず財務指標につきまして、ここに入っているのは、県の法人制度改革全体の流れの中で入っておるものでございまして、人件費も努力目標の一つというふうに上げられておりますので、それに倣って、ここの一ツ瀬の財団も人件費を上げているという状況でございます。それから、もう一つは、やはりゴルフ場の収入が少ないということで、経費削減ということで、いろいろ人件費まで手をつけて頑張ってもらっているという状況も実態としてあるということでございます。

太田委員 事情としてはわかります。ちょっとそういう違和感を感じるテーマだがなということをお伝えしておきますね。わかりました。

清山副委員長 関連してゴルフ場について伺いたいんですけども、昨年、かなり利用収入が1,000万くらいですかね、落ち込んでいて、かなりコンペが中止になったりということが書いてあるんですけども、これはどれくらい構造的な収入減であって、どれくらい天候といった変動要因によるものなのか、何か分析というか考えはございますか。

新穂経営企画監 ゴルフ場の利用料金収入につきましては、確かに22年度8,400万ほどあった

のが7,600万ぐらいに落ち込んでいるということで、800万ぐらい落ち込んでいるという状況でございます。主な要因は、一番大きいのは、やはり去年の天候不順ということで、5月の初めまでは湯水時だったんですけども、それ以降、ほとんどぐずついている状況がことしまで続いってきたというのが最大の要因だというふうに考えております。ただ、そのことによって何人減ったとか、そこまでちょっと細かい分析はしきれないということでございます。

清山副委員長 利用料だけに限るとそうですけども、経常収益全体では1,300万以上の減収になっているんですよ。これは全部が本当に天候でこれだけ減るのか、そしてどこまでさまざまな傾向やら構造的なものに起因するのか、非常に興味があるんですけども、ぜひそうしたところも含めて頑張っていたきたいことと、あと一つ、単純に質問なんですけど、支出の部で企業局納付金で2,400万という数字があるんですけど、これって何ですか、教えてください。

新穂経営企画監 これは、指定管理者のほうから企業局に対して、ゴルフ場を使って商売をしてくださいということですので、その施設の使用料を指定管理者から企業局がもらうというものです。

清山副委員長 これは経営がどんどん厳しくなってきたら、この納付金というところも削っていくのは選択肢としてあると理解していいですか。

新穂経営企画監 納付金につきましては、指定管理者を募集するときに、年額税込みの2,415万円ということを示して募集しております。そういうこともありまして、単純にここを下げるということをしてしまうと、ほかの指定管理者とか、あるいは指定管理制度そのものの根幹にか

かわる部分でもございますので、慎重に対応しないといけないというふうには考えております。

西村委員長 それでは、その他の報告事項に関する説明を求めます。

本田工務課長 それでは、私のほうから、発電所施設見学ツアーについて御報告いたします。

資料の2ページをごらんください。

1の目的にありますように、発電所施設見学ツアーは、企業局の事業を県民にわかりやすく伝えるとともに、二酸化炭素をほとんど発生しないクリーンなエネルギーである水力発電の仕組みやダム役割について理解を深めまして、環境保全に対する意識の啓発に資することを目的として実施しているものであります。

この見学ツアーは、平成11年度から実施しておりまして、今回で23回を数え、見学者は延べ1,246名となっております。

2の実施概要であります、(1)の開催方法は、親子による発電所施設の見学及び稚魚の放流を行いました。

今年度は、第1回目としまして、5月下旬に、綾小学校3年生の参加で、綾第二発電所で開催いたしました。第2回目となる今回は、7月28日に、延岡市の祝子発電所におきまして、黒岩小学校、旭小学校の親子24名の参加で実施いたしました。

なお、アンケート調査を行いましたので、意見の紹介をいたしますと、「水力発電について勉強したのが初めてだったので、知らないことばかりだった」「自分たちの生活に必要な電気をつくってくれる場所という意味で、もっと感謝しなければならないと思いました」「発電所の勉強もできて、とても充実した1日でした」などの意見が寄せられております。

資料の下に掲載しております写真は、当日の

状況を撮影したものであります。発電所の見学とあわせ、参加者に川への親しみを持ってもらうために、稚魚の放流も行いましたけれども、子供たちの喜ぶ声や姿が多く見られまして、好評のうちに終了することができました。以上でございます。

西村委員長 説明は終わりました。その他の報告事項についての質疑はございませんか。

蓬原委員 稚魚は何ですかね。

本田工務課長 今回はニジマスを放流いたしましたけれども、第1回目に綾でやったときは、ちょうどアユがいましたので、アユの稚魚ということで、季節によりまして少し変えたりもしております。

西村委員長 では、その他に移ります。その他で何かありませんか。

蓬原委員 さっき聞こうと思ったんですけど、祝子ダムのマイクロ水力発電、これの単体としての収支見込みというのは、買取制度によるわけですかね。収支見込みを概略でいいですけど、何年でどうだ、単年度の売り上げはこうで、利益はこれだけ見込めるみたいなものをちょっと教えてください。

新穂経営企画監 祝子第二発電所につきましては、まだ買い取り発電所ではございません。古い制度でありますRPS制度という制度がございます、この制度で今のところ運転をしておりますが、今年度中に切りかえができるということになっておりますので、こちらの切りかえたほうが有利だというふうに考えておりますので、全量買取制度の発電所に乗りかえていきたいというふうに考えております。そうしますと、大体初期投資の回収につきましては、これは試算でございますけれども、14年程度で回収できるのではないかなというふうに考えてお

ります。

蓬原委員 単年度収支は大体どれぐらいになるんですか。

新穂経営企画監 単年度の収支につきまして、乗りかえをして、いつからするかでまた若干変わってくると思うんですけれども、今のところ、200万程度の収益が上がるものというふうに考えております。最初はどうしても経費のほうがかかりますので、スタート当初は若干収支は悪いというふうに考えておりますけれども、数字をちょっと明確にお答えできません。

蓬原委員 ということは、単年度200万円ということですが、これはやはりダムのところにつくったという有利性というか、全く違うところに1個つくったのと違って、ダムがあって、その維持放流水があって、そこを利用できるから、その管路が短いとか、そういう立地の優位性というのがあるんでしょうか、どうなんですかね。

相葉技監 このダム式の発電所から直接取水しておりますので、使用水量というふうに書いておりますけれども、これが一定量、いわゆる一年じゅう大体この使用水量を放流しておりますので、この使用水量で1年間発電ができるという意味では、通常、例えば農業用水路とか河川の場合は渇水時期がございますので、そういった変動はございません。そういう意味では、経済性が有利に運べるような発電所であるというようなことは言えると思います。

蓬原委員 安定した水量が季節に関係なく得られるということですね、見込みも立ちやすいという。ちょっと脱線しますが、RPS法は、Renewable Portfolio Standardの意味ですか。中身がちょっと、私、詳しくないんですけど、ちょっと教えてください。

新穂経営企画監 今言われたとおりでございます

まして、Renewable、再生可能エネルギーですね。これで発電する電気を、発電事業者ごとに、九州電力は何年度までに何キロワットアワーを再生可能エネルギーで賄いなさいというふうに、そういう振り分け、割り当てをする、目標を達成すればいいわけですが、目標達成しないときには、それにペナルティーがつくというような制度でございましたが、これは7月に全量買取制度がスタートしたときに、同時に廃止されております。

蓬原委員 それで、この前の小水力利用推進協議会の話になるんですが、これはこの前申し上げたように、その協議会をつくらうという動きがありますので、これはしっかり議論しておかないと、その協議会を果たして宮崎県はつくることがいいのか悪いのか、あるいはつくるべきなのか、やめたほうがいいのかという大きな岐路になると思いますので、ちょっと時間がないんですけど、少なからず今35キロワットのマイクロ水力発電は、収益が年に200万円見込める、14年でペイするというものですから、鹿児島の場合は、300キロワットから2,000キロワット、まだ大きいわけですよ。ということは、鹿児島はそうであって、300キロ以下もあるわけですよ。これは現実に35キロワットですよ。そうなったときに、企業局としての適地調査もやっておられる、10数カ所、そのうちの数カ所が経済性云々という話もあったんですが、ただ、企業局も企業局、やっぱり営利というか、そういう局でありますので、そのデータをどこまで公表できるかということについての意味は私もわかります。でありますから、そこは余り追及できないのかなとも思うんですが、小水力利用推進協議会を今つくらうとするに当たって、私

25ページ右段に訂正発言あり

はこういう整理づけかなと思うんですけど、大・中・小水力発電があったとして、大と中については、河川にダムをつくって人工的に水の落差をつくって発電している大きなところ、そこは企業局がやっていると。その下の自然の落差を利用して発電する分についてのいわゆる小水力発電、大・中・小の小の部分を今、利用推進協議会ができて、買取制度に乗かってやろうとしていることかなと思うんです。さて、大・中・小の小の部分に宮崎県として入ろうと思って、今、協議会をつくりかけているわけですけども、企業局として、企業局の今後の方針として、企業局、今までよかったわけだけど、ここに民間の投資という一つのブラフというか、今入ってきているわけですよ。いわゆる外部からのそういう変化の波が来ているわけですよ。だから、企業局として、今後、今の発電に加えて、小水力の分野にどうするのか。企業局がこれからやっていくんですわということであれば、小水力利用推進協議会をわざわざつくって、民間の資本を集めて、新たに発電会社、例えば仮の名前を宮崎発電としたときに、それをつくる必要はないわけですよ。いろんなまだ賦存する水力のエネルギーのもととなる部分があるわけですから、そのところの方針、今、どこまで固まっているのか、今後そこを検討されるのか。この方針をどうされるのかということは、宮崎県として大事なところだと思うんですが、企業局長、今、その辺、検討されているのか、されていないのか、あるいは今後どうするのか聞かせてください。

西村委員長 暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後0時59分再開

西村委員長 委員会を再開いたします。

新穂経営企画監 午前中、質問のありました祝子第二発電所の採算性の関係で、修正と補足をしたいと思います。まず、午前中、200万円ほどの収入というふうに申しあげましたけれども、これは今のRPS法での計算でございまして、全量買取制度に切りかえた後の年収入は約450万円ほどを見込んでおります。それから、費用のほうですけども、初年度400万円ほどを見込んでおります。したがって、一応この費用の中には、減価償却、これも込みで400万ほどということでございます。以上、訂正をさせていただきます。

蓬原委員 じゃ確認ですけど、RPS法によるよりも、買取制度でやることによって収入は倍近く上がるということですね。その確認でいいですね。いい方向に行っていますね。

じゃ局長の方針というか、そのあたりをお聞きすれば、ぱっと出れば、それで話が終わるかもしれませんが。

瀧砂企業局長 午前中の御質問でございますけれども、ちょっと経営を振り返れば、そもそもいいですか、小水力発電に今後重点的に取り組んでいきますという方針を決めておりますけれども、それは、ことしの2月議会代表質問で、たしか横田議員の御質問だったと思うんですが、方針を表明させていただいております。それは、今、再生可能エネルギーがいろいろ太陽光とかマイクロありますけれども、その中で小水力を重点的にやりますということを言ったわけですけども、まずは本県の地域特性、水資源が豊富とか地形とかということで、まずそれがあるということ、それから、水力は長期に安定的に電力を供給できる、ちゃんとした維持管理をやっておけば、それがあること、それから、

そこ辺のといえますか、地域に身近に存在するちまちました本当にマイクロレベルのそういうやつまで市町村とか農業団体とかでやれば、地域の活性化にかなり期待できるんじゃないかということがあります。それから、何といたっても企業局は水力でスタートして70年以上たちますので、これまでに蓄積した技術力とかノウハウとか非常に豊富であって、それが生かせるということですね。それと、現在の電力をめぐる状況とか、電力制度改革の今後不透明とか、いろいろありますが、ここはしっかり足元を固めるべきときじゃないかというような、そういうもろもろを考えまして、水力発電に重点的に取り組んでいきますということを表明させていただいたわけでありまして。それは、ベースには、今回本会議で御質問ありました10カ所程度の箇所を持っていますというのもありますし、維持放流水、それから治水ダム、そこ辺を含めて、可能性を見込めるところがありますので、それらを頭に置きながら小水力をやっていきますということを申し上げたわけでございます。そのほか、今回本会議でお答えしましたが、そのほかのさらにもっと下のレベルの、先ほど申しましたマイクロレベルのそういうやつもありますので、企業局でそれをやるべきところがあればやりますし、それよりかむしろ地元の市町村とか農業団体とかそこ辺が取り組んでいただきたい。それは我々ができる範囲で、今の人的資源の中で、できる範囲でももちろん支援は精いっぱいやりますということを含めて言ったわけでございます。そういうことで、我々自身がやる分と、それから市町村等がやる分について応援する分と、両面から小水力の普及を全県的に図っていこうというような気持ちでおるわけでございます。そこで協議会なんですけれども、鹿児

島の場合は企業局もありませんし、河川数とかいろいろあると思うんですが、いわゆる中小規模の何百キロとか何千キロとかいうレベルの開発可能性のある地区がまだかなりあるんじゃないかという気がしております。しかし、宮崎県では、九電と企業局とあるいは旭化成等でかなり開発してきていますので、あんまり大きな、いわゆる商業的に採算がうまく鹿児島みたいに乗るというところはあんまりないのかなという気がしますが、しかし、それはやろうと思う側で判断されていくことであって、我々が何のかんの言う問題ではないと、私たちは私たち企業局としてちゃんとやっていきますという気持ちで今おるところでございます。

蓬原委員 市町村への技術支援、2名の企画監でしたか、増員されていること、大変高く評価します。いいことだと思います。問題は、今、企業局長のお話を聞いて、小水力を重点的にやりになるということですから、非常にこれもまたいいことだと思うんですが、どこまでやりになるかというのが、鹿児島を例えに協議会の話を出して、今ここにこうやって昼からもおいでいただいているわけですが、なぜこれにこだわるかというのは、名前を出していいと思うんですけど、だれが今つくろうとしているかという話、今でもお話しします。あそこの古川事務所の職員の方が、我々が鹿児島に調査に行ったという話をお聞きになって、実はこういう協議会を鹿児島と同じようにつくりたいんだと、いきさつを簡単に聞きますと、自民党政権のころだったと思うんですが、環境省の政務官をされたんですかね。全国小水力利用推進協議会の副会長か何かに役職についておられるみたいで、この動きはある程度つかまえていると。鹿児島県にできました、さて宮崎県にもどうか

と。今このまま置いておくと、外から民間が入ってきて、せっかくそういうエネルギーのもとがあるのに、取られてしまったらエネルギーを吸い取られ、結果的にお金を吸い取られることになるので、そういう協議会をつくって、宮崎県でその部分の発電会社を立ち上げてやったほうが、宮崎県のためにもなると。工事も地元が発注することによって経済効果も大きいと、雇用もあると。で、早目に立ち上げたいということの動きというか、我々にそういう、鹿児島に調査に行っていましたので、飛び越えてぼっとくってしまうと問題があるので、一応御了解をお願いしますみたいな、御理解をとというようなことでお話しになったんですよ。だから、その動きが今どこまで行っているかは、その後、タイムリーに押さえていませんけれども、そういうことがあるので、そうなったときに、本県には企業局という70年の歴史を持つノウハウを持った発電家集団があるわけですよ。だから、そうすると、今つくろうとしている協議会、そして（仮称）宮崎発電だったとして、民間の発電会社をつくる必要があるのかないのかということに、企業局の方針がかなりかかわってくるわけですよ。かかわってくることになると思うんです。本当は適地のことまで聞いて、適地調査があるかないかまで、いろいろお聞きしたかったんだけど、そこについては、また独自の調査で、外部に出してはまずいものもあるでしょうから、やっぱり歴史がありますから、だから、その方針を聞きたかったんです。ただ、今聞きました。小水力は最重点課題としてやるんだということです。どこまでやるかということだと思っただけです。だから、そこも、我々もちょっとそういう立場で関与してきている以上、ましてや公的な機関としての企業局の今後の方針の

あり方、それと宮崎県の経済活性化というか、雇用とか、それを考えたときに、発電をつくることの有効性等々、やっぱり議員として、議会として考えないかんわけですね。だから、その判断に、私、横田議員も外山議員も、実は鹿児島と一緒にいったわけですけども、非常に悩むところなんですよ。悩むところで、こうやって時間を延ばしていただいて議論しているところなんですよ。だから、そうなったときに、企業局として小水力はおやりになるのは間違いないんですが、今、話を聞くと、適地は少ないよと、鹿児島ほどはないよということですよ。この前の答弁が、10数カ所の中の数カ所が経済性についての検討に値するというようなことだったんだろうと思うんですけど、もう一回お聞きしますが、小水力を重点的にやる中で、ある程度、今おっしゃる10数カ所の中の数カ所数カ所というのが4か5か6かわかりませんが経済性について、もし成り立つということであれば、やはり祝子発電所、マイクロ水力発電のように発電所をつくって、積極的にいろいろ業務拡張というか、やる気があるということですよ。

濱砂企業局長 10数カ所、10カ所程度と申し上げましたけれども、その中には、今おっしゃったような、調査してからかなり年数がたっていますので、災害で土砂が埋まったりとか、いろいろ難しいなと言えるようなところもあります。あるいは地形的に、技術的に、工法的に可能かどうかという問題もあるんですが、しかし、それは次の災害でまた土砂が流れたとか、あるいは技術的にもちょっと進歩したとかいうことで、また状況が変わるかもしれません。そこ辺も含めての10カ所程度であります。少なくとも2～3カ所は順次やっていきたいと、これははっ

きり決まった気持ちで持っております。

蓬原委員 はっきりお聞きしてよかったと思っています。要は、今からできるかもしれない(仮称)宮崎発電と企業局とのうまくすみ分けができるものなのかなと、ここなんです。むしろ局長にお尋ねしたいんだけど、調査もされているわけですから、地図も大体どこどことあるはずなんです。僕らその地図が頭にありませんから、どこどこをされたんだろうなとわからないわけですけど、すみ分け、民間がやることだから、それは民間も気になることだということ、私も気持ちの中にありますが、鹿児島の場合は、一つの政策として、宮崎県も再生エネルギーに取り組むという姿勢の建前上、県もその中に顧問として関与しているわけですよ。というのは、水利権のこととかいろいろあるから。企業局長としてどうですか。あんまり立場は言えないのかもしれないけど、客観的に逆に県内の水利状況を見られて、新しく発電会社をつくるということがメリットがあるものかどうか、どうでしょうか、忌憚のない議論はできませんか。

濱砂企業局長 まさに無責任で忌憚のない話ですけど、私たちも10カ所程度持っていますけれども、それは全ての河川を見たわけじゃありませんので、まだ企業局の発電からしても、県南とかほとんどありませんから、そこ辺も含めて考えますと、またそれがあってもいいし、ないかもしれない。ただ、1,000キロワット以上とかある程度の規模のものは、そんなにないだろうということは言えると思いますけど、あとは、ちまちましたやつをいかに見つけ出してということじゃないかなと思いますけど。

蓬原委員 だから、問題は買取制度ですよ。これができることによって、そういう採算性が

とれやすい状況が生まれてきたということであって、これも実際は年限があるんでしょうけれども、だから、鹿児島の場合は300から2,000キロワット、じゃ300キロワット以下は採算性に合わないのかとなったときに、僕は先ほど祝子ダムを聞いたのは、たかだか35キロワットですよ。300キロワットの10分の1ぐらい。それでも流量が一定して採算が安定的な発電をしやすいということもあるんでしょうけれども、採算がとれるということになれば、300キロ以下だつて、もしかするといっぱいあるんじゃないかなという気がするので、判断を迫るのはそれは酷でしょうから、今のはあくまでも忌憚のない意見としてお聞きしておきますけど、その10カ所所の調査、これは結構長い年月をかけておやりになって、ここだという、企業局としては、今おっしゃった、いわゆる3カ所程度だという絞り込みをされたということですよ。

相葉技監 この調査といいますのは、未開発地点調査という、国、日本全体でやられた調査なんですけれども、平成8年にこれはまとめられたものでございます。これにつきましては、基本的な考え方ということで、いわゆる河川を利用した発電所ということが念頭にございまして、その経済性を見通しやら発電規模を検討する上で、至近、最近10カ年の流量の資料があることというのがまた一つの前提条件になっております。ですから、河川の流量を毎日10年間にかけて、そのデータがないと、いわゆる水利権とか電気事業法もうそうですけど、資料として求められますので、ですから、それだけの資料を平成8年までに流量データとして持っている箇所に基づいて、主に私どもは、これまで発電所を開発した水系とか、あとはまた、ちょっと県南関係の、日南関係とかあっち関係の任意

の測水所といいまして、測水を10年間やりました。ですから、そういった非常に多くの経費をつぎ込んで、10年、20年かけて、公営企業としたしましては、やはり長期的な見通しが立たないといけないというのがございますので、そういったことに10数カ所というところは選定したものでございます。ただ、先ほど局長も申しましたように、これが全部開発可能かどうかというのは、なかなか非常に難しく、工法等も何ケースか、一つの発電所でも5ケースとか、いろいろ何回も検討していますけれども、物にいまだになっていないところもございます。ですから、状況が変わるたびに、いろんな知恵を出しながら開発していかないと、なかなか難しいなというような状況がございまして、最終的には数カ所ぐらいかなというふうな形で考えておるところでございます。

蓬原委員 この発電所を新しくつくる場合、これは何か許可、認可システムになっているのですかね。

濱砂企業局長 まず、河川法関係で水利権を取ることが必要ですね。それから、電気事業法上の手続とかいろいろありまして、大体3年から4年、着手してから動き出すぐらいに進めておく必要があると。ですから、2～3カ所といっても、やり上げるまでには10年以上の年数はかかると、そういう状況でございます。

蓬原委員 鹿児島の場合は、協議会ができて、本会議でも言いましたけど、旧内之浦町でことし立地協定を結んで着工するらしいんですね。協議会ができてからの時間というのは非常に短かったということは、その辺の調整がうまくいったからというふうに、客観的にはそういうことなんでしょうかね。

濱砂企業局長 具体的なことは承知しており

ませんけれども、多分あれは準用河川ですよ。準用河川というのは、河川法が適用されるのは1級、2級ですから、それ以外は普通河川で、これは河川法適用はありません。しかし、その中で市町村が指定すれば準用河川ということで、基本的な部分を河川法準用できるということで、多分その部分で水利権関係の手続がちょっと簡略化しているのかなというふうな印象を持っています。

蓬原委員 ありがとうございます。それはまたこちらで勉強不足なので調べてみたいと思います。譲ります。

横田委員 この買取制度ができてから、水利権のことなんか非常に緩和されたというふうにも聞いているんですけど、そういうことはないんですかね。

相葉技監 水利権につきましては、おっしゃいますように、従属的発電といいますけれども、例えば農業用水路で引いている水なんかは、かんがい用水でもともと引いているんですけども、水量が全く変わらなければ、水利権の許可を簡素化するとか、そういったことにはなっております。ただ、それでも県のほうの関係では、慣行水利をなかなかその際に許可水利にしてくださいとか、そういう願いはあるような感じがございます。ただ、来年度に向けましても、国土交通省がその辺をまた一層緩和するような検討もなされるようなことは聞いております。

横田委員 先ほど、企業局としては8年なり10年なり調査してきて、可能性があるところが10カ所ぐらい、採算があるのが4カ所と言われましたかね。それは、例えば、今まで企業局の発電所といったらダム形式だったですよ。その4カ所も、ダムをつくるということで計画されているんですかね。

本田工務課長 まず、今、念頭にありますのは、日南ダムを開発しますと言っております。ですから、あれは治水だけのダムでありまして、電気が乗っておりませんでした。全国的に見ましても、こういう治水ダムに電気が後乗りで発電所をつくるというのは、なかなか先ほど言いました水利権の許可がないというのが今までの実態でございまして、今度の原子力とかいろんな問題もありまして、そこは少し国も緩和されてきたということもありまして、ことしの初めでしたけれども、国と協議をしまして、我々も日南に着手していいというお墨つきをもらいまして、やっと今度、治水オンリーダムに発電を乗せようということで、今のところ、日南ダムを一生懸命やっているところでございますけれども、こういう治水ダムを、県内にもほかにもありますので、そこ辺はまずのターゲットかなというのは我々は思っております。その次には、ここの今のターゲットも、先ほど言いました10カ所、昔、調べました10カ所の中に入っておるものですから、まずはそこがスタートかなと。既に昔からそこは発電ができればいいかなと思っていましたけど、河川法のネックもありまして、うまくできなかったというのが事実でございまして。

横田委員 鹿児島話を聞いたら、ダムとかじゃなくて、いわゆる河川にバイパスをつくって、その自然の落差を利用して発電をするというのが、それがほとんどですよ、そういう考え方みたいなんです。だから、県内にこれだけ川があるのに、10カ所ぐらいしかないのかなと正直素人考えで思うんですけど、だから、今、鹿児島でも、ほかの市町村からいっぱいうちもこういうのがあから見てくれよとかいうのが来ているらしいんですよ。だから、結構いっぱ

いあるような気がするんですけど、その協議会の考えている適地と、企業局の皆さんたちが考えておられる適地と、ちょっと何か違うような気がするんですけど、そこあたりはどんなふうに思われますか。

相葉技監 もともと今の10数カ所地点を選定したのは、一部1,000キロワット未満がございすけれども、1,000キロワット以上が主でございまして、1,000キロワット以上といいましては、地元市町村に立地交付金ということで、1市町村当たり4,000万円ぐらいの補助が出ます。そういう意味では、地域の貢献度が高いところをメインとして我々が考えてきたというのがございすので、そういう意味でいえば、どこまでうちが小さいのをやるかなというのはありませんけれども、公営企業としましては、経済性が、先ほど局長が申し上げましたけれども、長期的に安定した経営が見込めるところというのが基本になりますので、やはり大きな規模といいますか、小水力の中でも規模の大きな、しかもダム等に付随したところが我々の開発地点になってくるのではないかとこのように考えております。

外山委員 要するに、この協議会というのは、鹿児島にありますが、民間なんです。だから、企業局が今後やるのかやらんのか全く関係なくて、協議会が採算性を計算して、どこかでやるわけでしょう。始めるわけです。それに対して、企業局は対抗するわけじゃないので、決してここは、だから、ただ、もちろん民業圧迫になるから、同じところで、おまえがそこでやるなら俺は横でやるという話じゃないので、わかりませんか、協議会ができてするうちに、技術なんかを少し提供願うとかいうことがあったとしても、今この場で皆さんが水力をやるからやらな

いとか、やらなければやるとかという問題じゃないので、あんまり今の議論がぴんとこないんですね。

蓬原委員 ですから、民間がやることだから、それはお構いなしよとはいかないものがあるのはなぜかというのは、鹿児島とは全然、だから、さっきから言うように状況が違うというか、企業局という、ここに70年の歴史とノウハウを持った集団があるということ、民間の発電会社をつくらなくて済むのであれば、企業局がやれば済むことであって、この企業局のいわゆる今後の経営方針、業務拡張政策というか、それが新しく民間発電会社をつくるかつくらないかという大きな判断材料になるということですよ。宮崎県として、再生エネルギーの導入ということには、知事の答弁にもあるように、当然、今、計画をつくっていますけど、新エネルギービジョンを、やるということで作るでしょうから、鹿児島の協議会の場合も、当然県も顧問という形で、水利権のこととか、いろいろ土工のこととかあるから、関与しているわけですよ。だから、あそこの環境森林部長には、この協議会ができた場合はどう関与していくのかという質問も入っていたわけですよ、推進するという県としての姿勢の立場から。だから、今、外山議員がおっしゃるのも、一つの考えではあるんですよ。民間は、勝手にじゃ調査して、採算が成り立つと思えばやればいいじゃないのという話なんですけど、今そういう体制の中で来ている中で、本県の場合は企業局があるものですから、こここのところの基本姿勢というのは、はっきり聞いておかないと、いろんな面でお互いに潰し合いだったりとか、すみ分けがうまくできなかつたりとかいうことになるので、この議論になっているんですよ。それと、適地調査をされて

いるということでしたから、その辺はどうなんですかということ、我々もこれを推進すべきという立場でありますので、そういう調査に行った関係上、わかる情報については、しっかり議論しておきたいと。それは、最終的には民間が、協議会がお決めになることだと思いますけど、今できるだけそういう情報交換というか、わかるものはわかるようにしっかり、後でしまったということがないようにしておきたいから、こういう議論をしているわけですよ。

濱砂企業局長 私たちも10カ所程度持っています、これをそのうち幾つをやるかわかりませんが、やるにしたらって、10年、20年の年月がかかるんだらうと。しかも、全県的にこれはつぶさに見た上でやるということじゃありませんので、まだほかにやれるところがいっぱいあるかもしれませんし、そこ辺まで責任は持てないという話でありまして、一方で、全県的に小水力を普及させていくために、ある意味、鹿児島の協議会と同じような動きが県内に起きてくることも、これは自然な成り行きかなという気もいたしております。そういう意味で、両方から、我々は我々としてやりますが、民間は民間サイドで、その基準、採算ベースで判断されて、やってこられて、このことによって、全県的に小水力を普及して、地域の活性化とか、そういうことにつながれば、これはいいことだというふうに思っています。そういう過程の中において、我々が非常に長い歴史の経験がある中で、もし助言等ができる部分があれば、それは決して知らんというわけじゃありませんし、そういう基本的なスタンスであります。

蓬原委員 今の最後の企業局長のできることがあるればちゃんと助言をしたいと、そのことも聞こうかと思っていましたが、もう答えて

いただいたので、よかったと思っています。我々は公営よ、あとは知らないじゃなくて、宮崎県の発展を考えたときに、企業局側として、新しく民間につくる人がいて、そこに先進企業体として、意見交換できるところはしっかり意見交換しながら指導していくという立場、企業局ですけど、やっぱり県という組織の一つだから、そこをお尋ねしたかったんですけど、御答弁が先にありましたので、そういうことでお願いしたいと思っています。

西村委員長 私から1点いいですか。先ほどの話の中で経営企画監に答えていただいた200万ぐらいの収入ですが、実際450万円ぐらいになると。収入というのは、利益なのか全部なのか。先ほど、その前に14年で回収をされる。思うのが、1億工事費をかけて35キロワット、非常に費用対効果として、14年ぐらいで、50年とか言われたら、まあまあわからん気もするし、30年と言われたらわからん。もうちょっと説明をいただきたい。

新穂経営企画監 先ほどの450万は、売電収入でございます。したがって、費用が400万ほどかかるというふうに言いましたので、初年度は、差し引き年間の利益は50万程度ということになります。減価償却、いろいろ費用が、水力発電の特徴として、年数がたつとだんだん下がっていく特徴がありますので、400万がだんだん将来的には下がっていくという仕組みにはなっておりますけれども、初年度は50万程度ということですので。それと、14年で初期投資の回収という部分ですけれども、工事費が1億ちょっとあるわけですけれども、補助金があるので、自己資金投資は約6,100万円です。したがって、この6,100万円を年450万円で回収していったときに、14年

ほどで回収できるということでございます。

西村委員長 わかりました。今、話だけ聞くと、民間以外でやるには余りおいしくないというか、一応、だから長期的に一度ハード整備をすれば、半永久とは言わないけど、かなり長寿命的な発電システムだし、いわゆる壊れるとか部品をかえるとかいう、いわゆるランニングしながらのコストをかなり抑えられるという考えでよろしいんでしょうかね。

新穂経営企画監 水力発電所は、60年とか70年とか、そういう長いスパンで使っていきますので、そういう意味で、短期的に回収するというよりも、長い目で回収する設備だというふうに考えております。

西村委員長 ありがとうございます。ほかにないでしょうか。

それでは、以上をもって企業局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後1時38分再開

西村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、教育長の説明を求めます。

飛田教育長 教育委員会でございます。よろしくお願いたします。

まず、おわびを申し上げたいと思います。

現在、県教育委員会、市町村教育委員会が一体となって、職員の不祥事防止及びコンプライアンス推進のための取り組みを進めてきているところでありますが、9月1日、県教育委員会事務局職員が酒気帯び運転容疑により現行犯逮

捕され、県民の皆様や委員の皆様の信頼を大きく裏切る事案が再び起きたことは、まことに遺憾で残念であり、断腸の思いであります。

県民の皆様や委員の皆様に、本当に申しわけなく、深くおわびを申し上げたいと思います。まことに申しわけございませんでした。

本件につきましては、今後、事実関係を十分把握し、厳正に対処してまいりたいと考えておりますが、県教育委員会の組織全体を挙げて、実効性のある不祥事防止対策を今後とも粘り強く講じていくことで、県民の皆さんの信頼回復に全力で努めてまいりたいと考えております。

委員の皆様方には、引き続き、御指導、御鞭撻のほど、よろしく願いいたします。

ここからは、座って説明させていただきます。

お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。

表紙をお開きいただき、左側の目次をごらんください。

今回、御審議いただきます議案は、議案第1号「平成24年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」の1件でございます。

また、その他の報告事項といたしまして、「宮崎県教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」など6件を説明させていただきます。

このうち、補正予算についてであります、目次の右にあります1ページをごらんください。

今回の教育委員会の一般会計の補正予算は、表の下の方、太線で囲んでおります計の欄に記載しておりますように、208万7,000円の増額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は、その2つ右の欄、1,074億6,650万5,000円でございます。

内容につきましては、表の一番右の欄になり

ますが、補正内容の欄の上から3段目、「未来を拓く高校生就職支援事業」及びその下の欄に示しております「複数障がい種に対応した教育課程実践研究事業」の2件であります。

私からは以上であります、引き続き、関係課室長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

西村委員長 教育長の概要説明が終わりました。

議案に関する説明を求めます。

西立野学校政策課長 学校政策課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の107ページをお開きください。

学校政策課の補正額としましては、108万7,000円の増額補正でありまして、補正後の額は、右から3列目にありますように、11億7,747万6,000円となっております。

それでは、その主な内容について御説明いたします。109ページをお開きください。

（事項）就職支援活動促進費の1の「未来を拓く高校生就職支援事業」でございます。詳細につきましては、お手元の常任委員会資料で御説明いたしますので、常任委員会資料の2ページをお開きください。

初めに、1の事業の目的であります、県内外の企業訪問による求人確保や就職支援を行う進路対策専門員を配置し、進路指導体制の充実を図ることなどによりまして、高校生の社会的・職業的自立を促進するものであります。

次に、2の事業内容であります。

現在、就職希望者の多い高校27校に進路対策専門員を配置し、進路指導体制の充実を図っておりますが、次年度も引き続き事業を円滑に実施するため、今年度末に進路対策専門員を25校

に配置し、事業や業務内容等の説明、協議を行うための連絡会議を開催するものであります。

次に、債務負担行為の追加についてであります。定例県議会提出議案の6ページをお開きください。

下から3つ目の事業、「未来を拓く高校生就職支援事業」であります。先ほど御説明いたしましたとおり、来年度の進路対策専門員を今年度末に配置しますことから、その専門員の雇用期間が年度を越えるため、債務負担行為を設定するものであります。

学校政策課は以上でございます。

武富特別支援教育室長 特別支援教育室の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の特別支援教育室のインデックスのところ、111ページをお開きください。

特別支援教育室の補正額は、100万円の増額補正であり、補正後の額は、右から3列目の8億4,810万5,000円となります。

それでは、内容について御説明いたします。113ページをお開きください。

(事項)特別支援教育振興費の説明欄1の新規事業「複数障がい種に対応した教育課程実践研究事業」でございますが、詳細につきましては、お手元の常任委員会資料のほうで御説明いたしますので、常任委員会資料の3ページをお開きください。

初めに、1の事業の目的であります。本年度に開校しました延岡しろやま支援学校は、3つの障がい種について部門別の教育を行うとともに、乳幼児期の子育て支援から卒業後の自立支援まで、関係機関と連携して、切れ目のない支援を目指しております。

その実現に向け、複数の障がいに対応した専門性の高い教育システムの構築を図るため、部

門別の専門性の向上や部門間の連携のあり方、理学療法士等の外部専門家や企業等との連携によるチームアプローチのあり方等について、研究・実践することを目的としております。

2の事業の内容であります。 (1)の学校全体の支援体制に関することや(2)の各教育部門別の専門性に関することについて、それぞれの課題に対応した研究を行うこととしております。

3の事業費でございますが、本事業は、文部科学省の「特別支援教育総合推進事業」の受託によるもので、全額、国の負担となっております。

説明は以上でございます。

西村委員長 議案に関する執行部の説明が終わりしました。議案についての質疑はございませんか。

横田委員 未来を拓く高校生就職支援ですけど、進路対策専門員というのは、どういう立場の人がなれるのでしょうか。

西立野学校政策課長 今年度配置していません27名の方々は、民間企業出身の方がほとんどで、宮銀等、県内の企業等の人事担当経験者、そういう方々がほとんどでございます。

横田委員 その専門員の皆さん方が、例えば学校と企業との橋渡しをすとか、そういうこともされるということによろしいでしょうか。

西立野学校政策課長 主に企業開拓がメインでありまして、大半が3分の2ぐらい学校から出て、いろんな企業を訪問して、新しい企業を開拓していただいて、高校生の就職支援につなげるという業務、あと学校内でも一部いろいろ進路相談にも応じております。

横田委員 27校に配置されるんですかね。これは、その学校の子供たちだけを対象に指導さ

れるということですかね。

西立野学校政策課長 はい。現在、主にその学校の、就職希望者の多い学校に配置しておりますので、ほとんどがその学校の生徒の就職支援に当たっております。

太田委員 今の進路対策専門員ですが、民間企業人事担当経験者ということで、イメージ的にはOBの人、例えば宮銀だったら、人事担当のOBだった人に来てもらっているというようなことでいいんですか。本職と兼ね合っているということじゃなくて、この専門員で常時配置されてということでもいいですかね。

西立野学校政策課長 大半がOBの方で、あるいは途中退職された方も一部いらっしゃいます。

太田委員 ということは、OBであれば、補正100万ほど組んだ場合に、手当とかいうのは月どのくらいになるような感じで配置できるんですか。

西立野学校政策課長 日当は1万500円であります。

太田委員 わかりました。もう一つ、債務負担行為ということでありますので、これは24年度から25年度までということですか、この人たちは今年度のいつから入ることになるんですかね。これは債務負担行為ですよ、この事業は。ということは、24年度からということですけど、これは10月からでも配置するというような意味ですか。

西立野学校政策課長 毎年、年度更新でありまして、3月末にまた新たに面接等をして、来年度は25名を配置します。そして、3月下旬をめどに説明会を開くことになっておりますので、それに対する債務負担。

太田委員 ということは、実際これは来年度

のことですかね、という捉え方でいいのかな。

西立野学校政策課長 来年度、25年度配置予定の25名に対しての予算措置であります。

先ほど、ちょっと言い間違いがありましたので、日当は1万700円ということだそうです。済みません。

西村委員長 ほかにないですか。ないようでしたら、次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

梅原総務課長 「宮崎県教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」であります。

お手元の別冊1と書いてあります資料をお願いいたします。表紙をおめくりいただきまして1ページの「1 はじめに」をごらんください。

県教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の定めるところによりまして、毎年、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を行い、その結果を報告書としてまとめて県議会に提出するとともに、広く県民に公表することとしております。

次に、2ページをごらんください。

2の「点検・評価の対象」であります。

本県は、図に示しましたように、昨年6月、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」を策定いたしました。そのプランにおきまして、平成26年度までの4年間に具体的に取り組む施策をアクションプランとしてまとめ、その実現のために重点的に取り組む施策を、「新しい「ゆたかさ」創造プログラム」として設定しております。県教育委員会においては、プログラム3の「将来世代育成」の前年度実績について点検と評価を行いました。

次に、3ページをごらんください。

このページ右段に訂正発言あり

点検・評価を行う取組事項について、具体的に示しております。「将来世代育成プログラム」は、重点項目1から3の3つの重点項目と、それぞれ3つの取組事項で構成されておりまして、計9つの取組事項について、具体的な点検・評価を行いました。

次に、4ページの「3 点検・評価の方法」でございます。

(1) 取組事項の評価(内部評価)をごらんください。初めに、9つの取組事項ごとに、実施内容の取組状況や取組指標の達成状況について、教育委員会事務局において内部による評価を行いました。この結果は、「個別評価シート」として、資料の8ページ以降にまとめております。

次に、5ページの(2)プログラム全体の評価をごらんください。各取組事項の進捗度や取組指標の達成度をもとに、統一性、客観性を確保するため、県庁全体で取り組んでおります外部評価委員会において、学識経験者等による協議をいただき、プログラム全体の評価を行いました。

以上、点検・評価の方法等について、概略を説明いたしました。

少し飛びますが、8ページをごらんください。

このページ以降は、各取組事項ごとに実施内容の取組状況や取組指標の達成状況をまとめた個別評価シートであります。この個別評価シートによりまして、取組事項ごとの評価概要を御説明いたします。

左上の3段目、「取組事項」の欄をごらんください。取組事項1-1「親子や地域の絆を深める取組の推進」であります。

ここでは、ページ中央の矢印の部分に示されておりますが、「みやざき子ども教育週間」の実

施や、生活習慣づくりを通した親子の「絆」を深める取り組み、地域の子供は地域で育てる機運の醸成などを図ることとしております。

実施内容の取組状況は、ページの右側に記載してございます。詳細な説明は省略させていただきますが、全て工程表の計画どおりに進んでおります。

8ページの左下をごらんください。

この取組事項1-1に取り組んだことによる成果を図るために設定した取組指標は、「子どもの生活習慣づくりの取組を通して、子どもとの会話が増えたり子どもが規則正しく生活できていると感じる保護者の割合」であります。

平成22年度の策定時の81%に対して、実績値は、表の下段、85.7%であり、表の上段の当年度目安値82%も超えております。

したがって、9ページの一番下の内部評価の判断基準に照らし合わせますと、この取組指標の達成度は当年度目安を達成し、この工程表の実施内容も着実に実施され、ともに順調のAでありますことから、9ページの中央にありますように、取組事項1-1の評価はAとなっております。

なお、評価委員会からは、ページの右下にありますような御意見をいただいております。

このページ以降は、評価委員会からの意見があるところとないところがありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、10ページをごらんください。

左上の3段目、「取組事項」の欄をごらんください。取組事項1-2「生きる力を身につける教育の推進」であります。

ここでは、指導力の向上のための研修会や道徳教育の充実、各学校の体力向上プランの計画的・継続的実践、一人一人の障がい等に応じた

教育相談や就労支援の充実などを図ることとしております。

実施内容の取組状況につきましては、全て順調に進んでおります。

また、このページの左下にありますように、取組指標については、指標 1 及び 2 は、東日本大震災の影響により、全国調査が実施されませんでした。指標 3 「自分には良いところがあると思う児童生徒の割合」は、実績値が71%と当年度目安値を達成しております。

以上のことから、11ページの中央にありますように、この取組事項の評価はAとなっております。

続きまして、12ページをごらんください。

取組事項 1 3 「教育環境の整備・充実」であります。

ここでは、専門性・社会性を高める各種研修や、児童生徒にきめ細やかな指導ができる体制づくりなどを実施することとしております。

実施内容の取組状況につきましては、全て順調に進んでおります。

また、取組指標「優れた指導力を持つ指導教諭の授業公開に参加した教職員のうち、そこで学んだことを踏まえて授業改善を図った者の割合」につきましては、実績値が93.2%と当年度目安値を達成しております。

以上のことから、13ページの中央にありますように、この取組事項の評価はAとなっております。

続きまして、14ページをごらんください。

取組事項 2 1 「郷土に誇りを持ち、地域の課題解決等に取り組む意識や態度の育成」であります。

ここでは、「ふるさと学習」やささまざまな体験活動等の取り組み推進、子ども会などの地域活

動への参加促進、児童会や生徒会などの特別活動の取り組み推進などを実施することとしております。

実施内容の取組状況につきましては、全て順調に進んでおります。

取組指標 1 「宮崎県や自分が住んでいる市町村など、ふるさとが「好き」だという児童生徒の割合」につきましては、実績値が87.7%と当年度目安値を達成しております。

また、取組指標 2 「地域の一員としての自覚を持ち地域の活動に積極的に参加する子どもの割合」につきましては、目安値53.3%に対しまして、実績値が53%と目安は未達成ですけれども、前年度より改善しております。

以上のことから、15ページの中央にありますように、この取組事項の評価はAとなっております。

続きまして、16ページをごらんください。

取組事項 2 2 「自立した社会人・職業人を育むキャリア教育・職業教育の推進」であります。

ここでは、知事の白熱教室等の取り組みや地域人材等と連携・協働した学習、専門教育内容の充実などを実施することとしております。

実施内容の取組状況につきましては、一部におくれがありますが、おおむね順調に進んでおります。

取組指標「将来の夢や目標を持って職業や生き方を考えている中学3年生の割合」につきましては、実績値が86.9%と当年度目安値を達成しております。

以上のように、実施内容の進捗度に一部おくれがありましたので、17ページの中央にありますように、この取組事項の評価は、おおむね順調のBとなっております。

続きまして、18ページをごらんください。

取組事項2 3「グローバルな視野を持ち、活躍する人材の育成」であります。

ここでは、情報教育の充実、科学技術教育、環境教育、国際理解教育の推進などを実施することとしております。

実施内容の取組状況につきましては、全て順調に進んでおります。

取組指標「世界の出来事について関心を持っている子どもの割合」につきましては、実績値が77.6%と当年度目安値を達成しております。

以上のことから、19ページの中央にありますように、この取組事項の評価はAとなっております。

続きまして、20ページをごらんください。

取組事項3 1「学ぶ機会の充実と学びの成果が社会に還元される知の環境づくり」であります。

ここでは、県民の学習ニーズに対応した生涯学習情報の提供、社会教育指導者の資質向上などを実施することとしております。

実施内容の取組状況につきましては、全て順調に進んでおります。

取組指標「日頃から生涯学習に取り組んでいる県民の割合」につきましては、実績値が47%と策定時より改善していませんでした。

今後とも、生涯学習に関する具体的な活動内容を例示した広報・啓発を行い、県民への動機づけを進める必要があると考えております。

以上のように、取組指標の達成度がややおこなれていることから、21ページの中央にありますように、この取組事項の評価はおおむね順調のBとなっております。

続きまして、22ページをごらんください。

取組事項3 2「生涯スポーツの振興と競技

スポーツの強化」であります。

ここでは、一流の選手や指導者等から学ぶ機会をふやす取り組みや、総合型地域スポーツクラブの設立、ジュニア期からの一貫した選手の育成強化を実施することとしております。

実施内容の取組状況につきましては、一部におくれがありますが、おおむね順調に進んでおります。

取組指標1「成人の週1回以上の運動・スポーツの実施率」につきましては、実績値が42.9%と策定時より改善していませんでした。今後とも、運動・スポーツの機会提供などの取り組みを推進していく必要があると考えております。

また、取組指標2「国民体育大会総合成績」につきましては、実績値が28位と当年度目安値を達成することができました。

以上のように、実施内容の進捗度と取組指標の達成度に一部おくれがあることから、23ページの中央にありますように、この取組事項の評価はおおむね順調のBとなっております。

続きまして、24ページをごらんください。

取組事項3 3「文化の振興による心豊かなくらしの環境づくり」であります。

ここでは、鑑賞や学習、創作などを行う機会の提供、地域の特色ある文化財・文化資源の保護、継承などを実施することとしております。

実施内容の取組状況につきましては、全て順調に進んでおります。

取組指標「日頃から文化に親しむ県民の割合」につきましては、実績値が40.5%と当年度目安値を未達成でございますが、前年度より改善しております。

以上のように、取組指標の達成度がおおむね順調のBでありますので、25ページの中央にありますように、この取組事項の評価はおおむね

順調のBとしております。

以上がプログラム3の取組事項ごとの評価の概要となります。

恐れ入りますけれども、この資料の7ページにお戻りください。

各個別評価シートごとの評価である「取組事項の進捗度」及び「取組指標の達成度」を点数化して一覧にしております。

表の下にありますように、取組事項の進捗度の平均点数が2.6点、取組指標の達成度の平均点数が2.5点となっております。

最後に、6ページの総括評価シートをごらんください。

このプログラムの総括的な評価の結果をまとめてあります。

このプログラムには、ごらんとおり7つの重点指標を設定しておりますが、この指標の達成度の平均点、さらに、下のページにあります進捗度の平均点と達成度の平均点を、太枠で囲ってあります「外部評価」の欄に客観的な判断の目安として記載しております。

以上の資料をもとに、教育委員会が所管するこのプログラムにつきましては、Aの順調であるとの評価をいただきました。

説明は以上であります。

西立野学校政策課長 第36回全国高等学校総合文化祭の結果について御報告いたします。

常任委員会資料の4ページをお開きください。

8月8日から8月12日までの期間に開催されました「第36回全国高等学校総合文化祭富山大会」の結果について御報告いたします。

初めに、本大会は富山県全市町村を会場地として開催され、本県からは、九州ブロック代表として出場した佐土原高等学校演劇部を初めとして、出場権のある全ての部門に参加し、総参

加人数は322名となっております。

そのうち、上位入賞を果たしたのは、書道部門において特別賞1名、写真部門において奨励賞2名、演劇部門において優良賞1校であります。

本大会におきましては、本県の高校生が、宮崎大会、福島大会と同様に、全国大会が開催されること、また、その大会に参加できることに感謝の気持ちを持って臨み、かけがえのない体験をする機会を得ることができたものと確信しております。

説明は以上であります。

武富特別支援教育室長 それでは、その隣の常任委員会資料の5ページをお願いいたします。

「みやざき特別支援教育推進プラン」(素案)についてであります。

本プランの策定につきましては、6月の常任委員会におきまして、基本的な考え方について御説明いたしましたが、本日は、資料にあります「1 「みやざき特別支援教育推進プラン」(素案)」「2 策定までの今後の予定」「3 パブリックコメント実施」の3点につきまして御説明いたします。

それではまず、素案についてであります。

別冊2の資料をごらんください。表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。

本プランは、全体を6章で構成しております。本日は、第3章の「本県における特別支援教育の現状と課題」、第5章の「具体的な施策」を中心に御説明いたします。

それでは、1ページをごらんください。

第1章「プランの策定にあたって」であります。2ページ中ほどの「2 プランの性格及び役割」にありますように、本プランは、「第二次宮崎県教育振興基本計画」の実行プランとし

て位置づけ、その下の「3 プランの期間」にありますように、今後10年間における本県特別支援教育の主な施策と方向性を示すものであり、5年後を目途に必要な応じて見直す予定としております。

続く3ページから9ページにかけては、第2章として「障がい者施策及び特別支援教育に関する国内外の動向」についてまとめております。

飛びますが、10ページをごらんください。

第3章は「本県における特別支援教育の現状と課題」として、乳幼児期、小・中・高等学校及び特別支援学校のそれぞれの現状と課題をお示ししております。

まず、1の乳幼児期についてですが、12ページ、一番下の枠囲みをごらんください。

乳幼児期におきましては、なるべく早い時期に障がいに気づき、適切な支援につなげていくために、早期支援体制の整備など3点を課題としてまとめております。

続きまして、13ページをごらんください。

小中学校では、図5にありますように、近年、特別支援学級などで指導を受ける児童生徒数の増加や、14ページ中ほどにあります発達障がいへの対応も課題となっております。

16ページの枠囲みをごらんください。

こうした状況を踏まえ、小中学校につきましては、教員のさらなる専門性の向上など、7点を課題としてまとめております。

次に、17ページをごらんください。

中ほどにありますように、高等学校では、現在、さまざまな障がいのある生徒が学んでおりますが、支援体制の整備は、小中学校と比較しておこなわれている状況にあり、18ページ下から2つ目の段落にありますとおり、特別な支援が必

要な生徒についての中学校との連携も必要であります。

そこで、19ページの枠囲みにありますように、支援体制の整備・充実や中学校との連携の強化など、3点を課題としております。

20ページをごらんください。

特別支援学校につきましては、図15にありますとおり、これまでに高等部の設置などの整備を進めてまいりました。

21ページをお開きください。

今後、中ほどにありますように、児童生徒の実態に対応した教育環境の整備や防災機能の見直しも課題となっております。

また、21ページ下、(2)にあります障がいの重度・重複化、多様化が進んでいる状況にあります。

26ページの枠囲みをごらんください。

こうした状況を踏まえ、教育環境の計画的整備や、3つ目の丸、専門的指導力の向上など、8点を課題としてまとめております。

次に、27ページをごらんください。

第4章「施策の基本的な考え方」についてであります。

第3章でまとめました課題につきまして、図の中ほどにあります「各学校等の個別の課題」と、その下に示しております「各学校等間で共有して取り組む課題」に整理した上で、28ページに示しております「一人一人を見守りつづける」「多様な学びをささえる」「社会との絆をつなぐ」の3つのビジョンにより、施策の方向性を示すこととしました。

29ページをお開きください。

左側の課題を踏まえ、右のページにあります3つのビジョンによる6つの施策の柱を基本的な方針として、一番上の「子ども一人一人の学

びのニーズに応じた質の高い教育支援システムの構築」を目指すことといたしました。

それでは、31ページをごらんください。

第5章「具体的な施策」についてであります。

施策の柱ごとに、このように見開きで示しております。

まず、施策の柱1を「乳幼児期からの育ちを支える広がりのある連携の充実」とし、枠囲みにあります施策の内容として、乳幼児期からの早期支援体制づくりなど2点を挙げております。

主な取り組みとして、31ページ、下の丸の1段落目に述べております「早期支援ガイド」の活用や、右のページ、一番上の丸、「相談支援ファイル」の普及など、早期からの支援体制づくりを目指したいと考えております。

33ページをお開きください。

施策の柱2を「チャレンジの意欲を形にする自立支援」とし、施策の内容として、早期からの自立支援の推進など4つを挙げております。

主な取り組みとして、33ページ、2つ目の丸、特別支援学校での「技能検定」の導入などに取り組み、障がいのある子供の自立支援の充実を目指したいと考えております。

続いて、35ページをお開きください。

施策の柱3を「個性を輝かせる教育・支援システムの構築」とし、施策の内容として、特別支援学校のセンター的機能の拡充と新たな支援システムの構築など4つを挙げております。

主な取り組みとして、35ページ、最初の丸にありますように、「エリアサポート体制」の構築による地域の実情に応じたより適切な支援を行う体制づくりや、36ページ、1つ目の丸、高等学校受検時や入学後に必要な支援を十分に行うための中・高連携体制の強化など、幼稚園から高等学校まで一貫した支援システムの構築を目

指したいと考えております。

37ページをお開きください。

施策の柱4を「確かな成長と可能性を追求する専門性の育成」とし、施策の内容として、教職員を対象とした研修の充実など3つを挙げております。

主な取り組みとして、37ページ、2つ目の丸にありますように、発達障がい等の特別な支援を必要とする児童生徒の対応のため、研修や専門家による巡回相談など、研修体制の整備・充実を目指したいと考えております。

39ページをお開きください。

施策の柱5を「安らぎと創造性のある教育環境の実現」とし、施策の内容として、共生社会のモデルとなる安全・安心な教育環境の整備など3つを挙げております。

主な取り組みとして、39ページ、上の丸、特別支援学校の教育環境の計画的整備や、右のページ、最後の丸、視覚・聴覚障がいのある子供への地域支援に取り組み、各学校が共生社会を推進するための教育環境のモデルとなることを目指したいと考えております。

41ページをごらんください。

施策の柱6を「県民みんなで支え合う共生社会の推進」とし、施策の内容として、障がい理解を広める県民への啓発・広報活動の充実など3点を挙げております。

主な取り組みとして、右のページ、一番上の丸、3段落目にあります「特別支援学校1日校長先生」といった新たな啓発活動にも取り組み、共生社会へ向けた一層の理解啓発の推進を図りたいと考えております。

43ページをごらんください。

第6章「プランの実現に向けて」としまして、それぞれの取り組みにつきまして、今後5年間

の計画目標を整理しております。

45ページ以降は資料となっております。

以上が今回作成いたしました素案の概要であります。

それでは、恐れ入りますが、常任委員会資料にお戻りいただきまして、再度5ページをごらんください。

2の策定までの今後の予定であります。

本日の説明の後、パブリックコメントを実施し、11月の常任委員会におきまして、パブリックコメントの結果とプランの修正案について御報告したいと考えております。その後、12月の定例教育委員会において決定し、公表の予定としております。

次に、3のパブリックコメント実施をごらんください。

(1)の意見募集時期は、9月下旬から10月下旬の30日程度を予定しております。

(2)の周知方法ですが、県民情報センターでの閲覧等のほか、報道機関やラジオ、テレビ等を活用して、広く県民の皆様への周知を図り、(3)の方法によりまして、御意見をいただく予定としております。

説明は以上でございます。

川島教職員課長 教職員課でございます。

常任委員会資料の6ページをお開きください。

「懲戒処分等の公表基準」の見直し素案について御説明いたします。

この見直し素案につきましては、本日、本委員会に御説明いたしました上で、「懲戒処分等の公表基準」の一部改正案の形で、10月の定例教育委員会へ付議する予定としております。

まず、1の「見直しの趣旨」であります。教職員の不祥事により、教育への信頼が揺るぎかねない状況にあります中で、先般の議長から

の申し入れ及び本委員会からの御意見を受けまして、現在、市町村教育委員会と一体となって、全県的かつ組織的に、教職員の不祥事防止及びコンプライアンスの推進に係る取り組みを進めているところであります。

今回、その取り組みの一つといたしまして、県議会からの御意見や県教育委員・市町村教育長の御意見、他県の状況等を踏まえ、「懲戒処分等の公表基準」を見直すこととし、不祥事の抑止及び県民への説明責任を一層進めてまいりたいと考えております。

中ほど、参考の表は、教育委員会の現行の公表基準であります。今回見直す点は2点ございます。

1点目は、氏名・学校名の公表につきまして、現在、「免職」の場合に限っておりますが、これを他の処分にも拡大することです。

なお、氏名・学校名の公表につきましては、例外規定を置いておりまして、例えば、児童生徒へのセクハラ事案で、保護者等が公表を望まない場合や、被害者等の権利・利益が著しく侵害されるおそれがある場合に限り、例外としております。

2点目は、学校の所在地につきまして、現在、免職の場合には学校名が原則公表されますので、市町村名も明らかとなっておりますが、それ以外の処分につきましては、7つの「地域」による公表としております。これをさらに細かな区分での公表に変更することです。

次に、7ページ、2の「見直しの内容」をごらんください。

まず、(1)の氏名・学校名の公表拡大についてです。

検討に当たって留意した意見や他県の状況等といたしましては、は「全て公表すべきとい

うわけではないが、故意と過失の違い等にも配慮しながら、公表基準を検討・見直すべき」という本委員会からの御意見を、は「公表拡大の抑止効果について具体的に分析すべき」という県教育委員からの御意見を、は「今までのやり方で県民は納得するのか重く受けとめるべき。停職は学校に戻ってくるので何らかの配慮が必要、減給・戒告は公表すべきでない」という市町村教育長からの御意見をいただきますとともに、は、他県の状況調査から、「停職まで公表拡大している県も一部あり、その県では一定の抑止力があると捉えられている」という結果が得られたところであります。

印の「全国における氏名等公表の状況」であります。懲戒処分の全てで氏名等を公表しておりますのが3県（和歌山、鳥取、岡山）、免職・停職・減給で公表しておりますのが1県（福井）、免職・停職で公表しておりますのが5県となっており、5県の停職につきましては、高知、徳島は停職の全部、栃木は条例に定める上限の停職6月、福島も条例上限の停職12月、島根県は飲酒運転による停職に限定しております。

2つ目の印、「本県教職員の停職処分事案の状況（過去10年間）」であります。停職処分事案23件のうち19件が免職の次に重い「停職6月」であり、事案の内容といたしましては、男女の職員による「校内での不適切な行為」、酩酊し女子高生のお尻を触るといった「酩酊による粗野な言動等」、パトカーに追跡され、赤信号を無視し、無免許運転が判明するという「悪質な交通法規違反」「酒気帯び運転」など、いずれも免職すれの重大で悪質なものでございます。

以上のような御意見や他県の状況等を踏まえ、検討いたしました結果、見直し素案にあります

とおり、「免職」に加え「停職6月」の場合についても、氏名・学校名を原則公表することとしたいと考えております。

なお、例外規定につきましては、現行どおりで考えております。

考え方といたしましては、氏名・学校名の公表拡大につきましては、県民の皆様への説明責任と、事案の重大性等を考慮した一定の線引きが必要であると考えております。

「停職6月」は、「免職」に次ぐ重い処分であり、本県の過去に発生した事案を見ましても、社会的に重大で故意・悪質と言えるものであり、また、公表拡大している県が一定の抑止力があると捉えていることも踏まえ、停職6月まで公表拡大することと考えるところでございます。

次に、8ページをお開きください。

(2)の氏名・学校名を公表しない場合（6月未満の停職、減給、戒告）における、学校所在地の「地域」による公表の見直しについてであります。

留意した意見や他県の状況等といたしましては、は「市町村教育委員会の責任の所在が曖昧になっている」という本委員会からの御意見を、は「市町村教育委員会も責任を感じている」「県内には、小学校または中学校が1校しかない市町村があり、市町村名の公表により学校が特定される場合があるので配慮すべき」という市町村教育長からの御意見をいただいております。

印の「本県における小学校または中学校あるいは県立学校が1校しかない市町村及び郡の数」であります。小学校は3町村で、中学校は7町村と1郡で、県立学校は9市町と3郡で、1校のみとなっております。

は、九州各県の状況ですが、服務監督権者としての市町村教育委員会の役割の明確化を図るため、市町村名の公表を行っている県もございます。

印の「九州各県における公表の状況」であります。市町村名を公表しておりますのが2県（長崎、大分）、市・郡名を公表しておりますが2県（福岡、佐賀）などとなっております。

以上のような御意見や他県の状況等を踏まえ、検討いたしました結果、見直し素案のとおり、現在の7つの「地域」による公表を、下記の「市郡」を基本とした公表に変更することとしたいと考えております。

ただし、市郡に小学校または中学校あるいは県立学校が1校しかなく、学校が特定される場合には、複数市郡または地域による公表とし、今後の学校の統廃合により、学校が特定されることとなる場合には、必要な見直しを行うこととしたいと考えております。

「市郡」の表記の中で、*（アスタリスク）のついているものが、ただし書きの複数市郡または地域となっております。

9ページの考え方といたしましては、本県におきましても、市町村教育委員会の責任や役割を明確にするため、市町村名の公表を進める必要があると考えております。

しかしながら、学校が特定されることにより、児童生徒等への影響に配慮する必要がありますので、「市郡」を基本とした公表とすることと検討したところであります。

なお、免職・停職6月の場合には、氏名・学校名が原則公表されますので、市町村名は明らかとなるところであります。

次に、(3)の周知期間であります。

留意した意見にありますとおり、「職員への一

定の周知期間を置くべき」という本委員会及び市町村教育長からの御意見いただいております。

このような御意見を踏まえまして、素案のとおり、(1)、(2)の見直しにつきましては、公表基準の改正後約3カ月の周知期間を置き、施行日以降に行った懲戒処分から適用することとしたいと考えております。

なお、施行日につきましては、10月の定例教育委員会で公表基準が改正されましたら、来年1月となる見込みであります。

考え方といたしましては、職員への周知を徹底するためでございます。

今回の公表基準の見直しにつきましては、教職員はもとより、県教育委員会及び市町村教育委員会に対する、県議会、ひいては県民の皆様からの厳しいお叱りのメッセージであると受けとめております。

周知期間につきましては、教職員一人一人のコンプライアンス意識をより一層高める絶好の機会と捉えまして、今回の見直しの意義と内容を職員に十分周知するとともに、あわせてさまざまな対策を実施し、職員の意識の徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、10ページをお開きください。

3の「その他」、(1)の懲戒処分に係る報道対応につきましては、公表基準の見直し内容ではございませんが、今回、関連して見直すこととしております。

留意した意見や他県の状況等といたしましては、は「市町村教育委員会の責任の所在が曖昧」という本委員会からの御意見を、は「市町村教育委員会も記者会見に同席しないといけない」という認識は持っている」という市町村教育長からの御意見をいただきますとともに、は、九州各県の状況ですが、市町村教育委員会

の役割の明確化を図るため、市町村教育委員会による報道対応が進められておりまして、印にありますように、佐賀、長崎、大分の3県において、重大な事案発生時に市町村教育委員会が対応しております。

以上のような御意見や他県の状況を踏まえ、現在、重大な事案の懲戒処分に係る記者会見は、県教育委員会のみで行っておりますが、素案のとおり、今後は、小中学校教職員（県費負担）の重大な事案の懲戒処分（原則免職・停職6月）に係る記者会見につきましては、市町村教育委員会も原則同席していただくこととし、公表基準の改正日以降、実施する予定としております。

なお、事案の発生段階で、職員が逮捕されるなどした場合には、緊急に報道対応を行う必要がありますが、小中学校教職員に係るこのような事案につきましては、市町村教育委員会と県教育委員会が今後一層連携し、対応を行うこととしております。

考え方としましては、本県におきましても、市町村教育委員会の責任や役割を一層明確にするためであります。

公表基準の見直しにつきましてはの説明は以上でございます。

引き続き、11ページの参考資料について御説明させていただきます。

この「懲戒処分に係る九州各県等との比較」につきましては、7月の本委員会で御指示があり、作成したものでございます。

まず、1の「九州各県教育職員との比較」についてであります。

公表されております直近のデータといたしましては、文部科学省が事務職員等を除く教育職員を対象に実施しております平成22年度の調査結果がございまして、そのデータに基づき、九

州各県との比較を行っております。

本県の懲戒処分件数は26件と2番目に多く、教育職員数に占める割合である処分率は0.25%と最も高くなっております。しかしながら、懲戒処分の基準につきましては、県によって異なっております。単純に比較できないところがございます。

ちなみに、本県と大分県が他の6県より厳しい基準・運用を行っております制限速度違反及び人身事故の処分件数を、各県の懲戒処分件数から除きました処分件数及び処分率で比較してみますと、処分率の高いほうから、熊本県が28件0.18%、長崎県が19件0.15%、本県が14件0.14%の順となるところであります。

次に、2の「他部局との比較」についてであります。

各部局の平成23年度の状況につきましては、ごらんとおりでありまして、教育委員会の事務局職員を含む懲戒処分件数は27件、処分率は0.22%となっているところであります。

以上のように、本県教育委員会の処分率につきましては高いものとなっております。やはり教職員一人一人のコンプライアンス意識が徹底されていないもの大変残念に受けとめております。

今後とも、現在進めております取り組みを強い危機感を持って粘り強く講じ、職員の規範意識、倫理意識の徹底を図ってまいりたいと考えております。

参考資料の説明は以上であります。

最後になりますが、資料はございませんが、職員の懲戒処分を決定する教育委員会の会議に関する情報の公表についてでございます。

このことにつきましては、職員の不祥事防止及びコンプライアンスのさらなる推進を図るた

め、教育委員会の会議後に、ホームページでその概要を公表することを検討しておりまして、公表基準の一部改正案と同様に、10月の定例教育委員会に付議したいと考えております。

私からは説明は以上であります。

田村スポーツ振興課長 それでは、常任委員会資料の12ページをお願いいたします。

北信越ブロックで開催されました全国高等学校総合体育大会の結果について御報告いたします。

一番上にありますように、団体の部におきましては、宮崎第一高等学校空手道部の史上初となります団体組手男女アベック優勝や、男子バスケットボールの延岡学園高等学校の2連覇を初め、全体で7競技8種目が入賞を果たしました。

その下になりますけれども、個人の部におきましても、延岡学園高校の橋口祐葵君が柔道男子66キロ級で、宮崎第一高校の西村拳君が空手道男子個人組手で、延岡星雲高校、松田裕介君がカーヌー競技男子スプリント・カナディアンシングル500メートルで、見事に優勝に輝きました。

全体で見ますと、カーヌー競技の9種目、柔道競技の6種目など、8競技延べ29種目が入賞を果たしております。

下の参考資料の上の表の右側にありますように、平成24年度は、団体、個人合わせまして37種目の入賞となりました。

続きまして、資料の13ページをごらんいただきたいと思っております。

関東ブロックで開催されました全国中学校体育大会の結果についてでございます。

団体におきましては、都城市立五十市中学校女子バスケットボールが、バスケットボール競技としては、本県勢初となる優勝を達成するな

ど、昨年を上回る4競技が入賞を果たしております。

個人におきましては、柔道競技の3種目、バドミントン競技の2種目の計2競技5種目が入賞を果たしました。

下から2つ目の表にありますように、平成24年度は、団体、個人合わせまして9種目の入賞となっております。

また、この資料には掲載しておりませんが、8月25、26日に開催されました弓道競技のJOCジュニアオリンピックカップ第9回全国中学生大会において、串間市立福島中学校が女子団体で見事優勝を果たしております。

以上のように、本年度も、高等学校、中学校ともに、生徒たちの頑張りと同様、各学校の指導者の熱心な指導によりまして、昨年度を上回る健闘がありました。

説明は以上であります。

西村委員長 その他の報告事項に関する執行部の説明が終わりました。今の報告事項に対する質疑はありませんか。

横田委員 懲戒処分等の公表基準についてですけれど、大変重い判断をしていただいたというふうに思います。子供たちというか、特に義務教育である小中学校の児童生徒たちにとって、学校も基本的に選べない、クラスも選べない、当然先生もクラスメートも選べないわけですよね。そういった中で学校に通っているわけですが、特にもしいじめとかがあって、その学校の場合が針のむしろみたいな状況にあったとしても、義務教育だから行かざるを得ないと、そういう状況にあると思うんですね。そういった中で、一番救ってもらいたい、救いの手を差し伸べてもらいたいのは、当然先生方だというふうに思います。そういう先生たちが、社会規範と

か法令とかを破って、そういう懲戒処分を受けるといことは、子供たちにとって非常に裏切り行為であり、つらいことだというふうに思います。例えば、停職とかを公表したら、先生たちが停職が解けて現場に帰るときに、非常に帰りづらくなるとかいう話もありましたけど、それは先生の立場から考えていることであって、そういう期待を裏切られた子供たちにとっては非常につらいことで、決して子供たちの目線での判断じゃないと思うんですね。ですから、名前を公表するというのは、本当に重い判断だと思うんですけど、先生たちにとって、そういうふうになるんだよということをしっかりと周知徹底していただければ、必ず抑止力につながると思いますので、今後、これは教育委員会のほうで決められると思うんですけど、そういう方向になるようお願いしたいと思います。もし何か、教育長、コメントがありましたらお願いしたいんですけど。

飛田教育長 おっしゃるとおりだと思います。こういう決断をして踏み出すということが、委員がおっしゃったように大きな抑止力になると思いますし、他県を調べても一定の抑止力がある、もちろんこれだけじゃなくて、ほかのものと一緒になって取り組むことで総合的な抑止力が出ると思います。それから、先ほど言われたことは、非常に重く受けとめております。それはどういうことかと申し上げますと、子供にとって自分の学校の名前が出て、子供は行く学校を変えられない。私自身も実は、学校現場からの報告で同じような報告を聞いておりました、こんな報告を聞いたことがあります、職員が重大な問題を起こして学校名が公表になった。「先生たちはいいわね。背広を着て行くから、学校に入ったときに初めてその学校の先生だと

わかる。だけど、私たちは通学の途中からそれを感じながら 高校生なんですけど 行っている」とおっしゃったことは、非常に重く受けとめさせていただいたところでございます。以上です。

横田委員 ありがとうございます。そこが教育委員会と知事部局の違いだと思うんですね。後ろに子供たちがいるということをしっかりと考えていただいて、そういう決断をしていただければと思います。よろしくをお願いします。

太田委員 氏名公表については、周知期間ということで、3カ月でしたかね、置いておりますので、本当にそこで、いい意味できちっと伝わるような形をとっていただきたいと思います。私自身の経験でも、いろいろ20年ぐらい前から比べると、だんだんだんだんいろんなものが厳しくなっていることを、現場におると、あんまり伝わらなかつたりして、新聞報道で「ああ、そうか」とかいうのもあるんですね。周知期間というのを、いい意味で活用させていただきたいなと思っております。

それから、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価というので、この1ページのところに参考に法律が出ておりますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、これは27条です。これは本当に議会に報告しなければならないということになっておりますが、この法律自体といいますか、この27条、議会に報告しなければならないというのは、この法律が制定されたときからうたい込まれていたんですかね。一応制定された年月日というか、何年ごろにつくられておるんですかね。

梅原総務課長 地教行法につきましては、昭和30年ぐらいですけれども、これが我々教育委員会等のよって立つ根拠法になっております。

ここにいろいろ載っておりますが、今おっしゃいます外部評価について、いつ盛り込まれたかということにつきましては、今、手元に、いつの改正で入ってきたか、最初の制定当時がありましたかどうかがちょっと、済みません。平成19年で、平成20年の施行という改正で入ってきたということでございます。

太田委員 昭和30年当時につくられた法律が後で改正されて、この項が入ったわけですよ。確かに、これも同じように、だんだん教育現場にとっては少し厳しい監視といいますかね、外部からもいかんというのは、どうしてもこういう形が入ってきたからでしょうけど、私の素直な気持ちを言わせてもらおうと、こういう評価、A評価、B評価とか、これを見たときに、なかなか教育者もつらいなという感じが本当にするんですよ。本当に先生方も伸び伸びとしていたきたいという気持ちもあるけれども、こういうふうに、教育現場自身がA、B、C、Dとかランク評価されるようになったんだなと思うと、もう少しゆっくりしていただきたいような思いもあって、これは後で入ってきたんだろうなと思ったところです。本当に真面目に取り組んでおられる人たちに妙なことを言っちゃいけませんけど、多少、私はこういう流れがだんだんつらく見えてくるんですね。教育長も言われたように、本当に私はいい気持ちで聞いたんですが、文書を減らそうよと言った、ああいったところの、できるところはやっていただきたいがなという思いで聞かせていただきました。本当に頑張っておられるわけですから、伸びやかにまたされるところはしていただきたいなと思っております。

清山副委員長 懲戒処分に係るところで、前もちょっと聞いたと思うんですが、懲戒処分の

基準というのが県によって異なるんですよ。これをあわせて教えてもらえたらよかったなと思って、鹿児島とか沖縄なんていうところは少なくなっておりますけれども、やっぱり懲戒基準が宮崎県の場合、非常に厳しければ、なかなか単純に比較はできませんよね。ちょっと一つだけでもいいから、具体例、その基準の違いについて教えていただければありがたいです。

川畠教職員課長 懲戒処分の各県の基準の違いということでございますが、お手元のは全く違いを無視した単純比較になっております。これにつきましては、いろいろな処分のケースがございますが、各県、大なり小なり違いがあるところだと思いますが、特に、九州各県を比較しまして大きく違いますが、やはり交通違反関係の取り扱いが、制限速度超過とか人身事故につきましては、宮崎県と大分県が、基準、それから運用を厳しくしているところです。一概にどこの県というのは申し上げにくいんですが、例えば、制限速度超過につきましては、50キロ以上超過しますと、懲戒処分の対象にするというふうな制限のところがございますが、本県は、30キロ台でも実際その処分をやっていたりいたしますので、そういうところもございます。それから、人身事故につきましても、本県では、相手方にけがを負わせて何カ月か入院するような状況になりますと、これは戒告であったり減給であったりという処分をいたしておりますけれども、他県においては、かなり重大な死亡事故とかそういうものでないと、懲戒処分まではしないといったような取り扱いもございます。そういうところで、先ほどもちょっと申しましたけれども、宮崎と大分が厳しくしておりますところが、そういったところございまして、それを差し引きますと、再度繰り返しになりま

すけれども、制限速度超過、人身事故関係の処分を差し引きますと、熊本県が28件の0.18%、長崎県が19件の0.15%、本県が14件の0.14%の順になるというふうなことでございます。以上でございます。

清山副委員長 ありがとうございます。続いて、どちらの担当課かわからないんですけども、直接的に今報告いただいたことと、総合体育大会の結果等、学生さんのお名前を挙げて教えていただいたんですが、文化祭にしてもそうでしたかね、先日、たしか宮崎西高の学生さんで生物オリンピックで銀メダルをとられた荒木君ですかね、そういう文化的な功績とか、体育大会の表彰以外に、そういう学力的な、生物オリンピックもそうですし、先ほどサイエンスコンクールというのもありましたけれども、そういうところでは素晴らしい功績を上げた学生さんというのは、何か表彰されたり報告されたりする場というのはあるのかなと思ひまして、お伺いします。どこでしょうか。

西立野学校政策課長 先ほど出ました事業の中で科学夢チャレンジ事業というのをやっておりますが、そういう中でサイエンスコンクールとか、そういうのをやっております、優秀な作品には優秀賞とか、そういう表彰はしております。また、そういう中で、非常にすぐれた生徒なんかには、学生栄誉賞という賞も授与しております。

清山副委員長 例えば先ほどの生物オリンピックとか、そういう国際的なものに関しては何かあるんですか。

西立野学校政策課長 生物オリンピックで受賞した生徒に対して、県で賞を与えるということとは、今のところやっておりません。

先ほどの学生栄誉賞の基準をちょっと申し上

げますと、目的、スポーツ・文化等の分野で顕著な成績を上げた者の健闘をたたえ、望ましい青春像として顕彰することにより、学校生活の充実と学校教育の振興に資することを目的とする。県内の中学校、高等学校の生徒が対象ということで、そういう学生栄誉賞は設けております。

清山副委員長 ちょっとこれは私の意見なんですけれども、今、説明があったように、スポーツ・文化等の功績という御説明でしたよね。今まで見ていると、身体的能力に秀でた学生さんとか、あとは芸術的素養がある方とか、非常に堂々と、いろいろと話題になって表彰されたりするんですけども、その一方で、学力的に功績を上げた方々、これはどういう背景があるかわからないんですけども、そこに関しては、どうも平等主義的な対応になっているように個人的には見受けられて、いろんなところで功績を上げる学生さんがいると思うんですね。生物オリンピックというのは、国際的にも物すごい功績だとは思いますが、そういう学生栄誉賞というものがあるのであれば、その中にそういう学問的な側面も今後考慮に入れるとか検討に加えていただいたらどうかなと思って申し上げました。

西立野学校政策課長 先ほど申し上げました学生栄誉賞の選考審査基準の中に、国際大会で3位以内、全国大会で優勝または最高の賞、その他特に顕著な成績を上げた者というのが基準になっておりますので、生物オリンピックの生徒さんに対しては、今後、表彰を検討することになると思います。

清山副委員長 ぜひそういった側面での検討もお願いいたします。

西村委員長 ほかにないでしょうか。

その他で何かあれば。

外山委員 議会でも、一般質問でもって、学校内のいじめとか自殺とかいっばいありましたけれども、今テレビの報道とかを見ていると、学校の対応が、結局それらしきものがあつたにしても、生徒からのアンケートだとかやっているんじゃないで、やっぱりらしきものがあつたら、それをやっている人間を、放課後、校長室へ呼びつけて、場合によっては保護者も呼んで、がっちり叱らんといかんですわ。そういうことをしないで、何となくわかっているんだけど、わからないふりをしているんですね、現場は。だから、今の教育現場に足りないのは、先生たちが責任を持って子供たちをきちっと叱れるというか、昔はそういう先生もおつたし、何かそこに原因があるような気がするんですね。だから、大体わかるはずですよ。わかつたら、その連中を呼んで、僕は分校校長室に呼ばれましたよ。呼びつけて、がっちり怒らないかと、怒って「何をするとか、おまえたちは。どういうことか」と、場合によっては保護者を呼んで、「こんなのはおかしい」と、そういう現場で指導ができない、自信がないというか、そういうできない環境にあるんですかね、学校現場というのは、先生たちが。

今村学校支援監 委員のおっしゃるとおりだと思っております。そういう環境には決してございませんで、やはりいじめ等の場合には、学校が毅然とした態度でしっかりと指導するということが大事だと思っております、学校にもそのように指導しているところであります。特にいじめ等が発生した場合には、いじめられている子供を徹底して守り通すという強い態度で、いじめている子供も保護者等を呼んでというのは、よく学校でもなされていることであります

が、これからもそのように取り組んでまいりたいと思っています。以上でございます。

太田委員 実は、私どもの経験ですずっと考えてみると、中学校ぐらいまでは、義務教育の中では、いじめみたいなものというのはあつたなと思うんですね。ただ、高校に入ったら、選抜で行っているわけだから、まさか高校生でいじめることはないだろうという思いがあるんですね、私の経験でいうと。でも、高校生だったら、お互いの友達同士が「そんなことをしたらいかんが」と、とめるということを、まず高校生みずからが、そういうのが働きよつたはずだかなと思って、きょうも私の嫁さんと話してきたんですけど、何で高校生がいじめるっちゃうかねというのがちょっとわからない。それぐらい少し子供自体も幼稚になってきたのかなというような感じが、ちょっと昔と比べたら、少し学生の子供さんたちのあれが、高校生が大人になり切れていないのかなという気もして、そんなところもちょっと思ったところですね。それが正しいかどうかわかりませんが、外山委員が言われたように、早期に発見して、がんと校長が怒ったりするというやり方は、本当に必要だろうと思えますけどね。ちょっと高校生自体が、少し昔と比べて変わってきたかなという感じはしましたけどね。

飛田教育長 高校におつた、現場におつたという感覚から申し上げますが、実際にやっぱりあります、正直に申し上げますが。そして、一つは、ネットによる書き込みというケースがありますし、友達同士でも、子供の発達段階は、高校生であるから一様であるというわけではないわけで、そういう意味では、同じ目線で見ることが必要だと思えますし、高校生の場合には、外山委員がおっしゃった点では、高校は例えば

謹慎処分をすとか、いろんなことをがちっとやります。そのときに、私が一番大事だと言うのは、親も一緒に来てもらって、親にもきちっとそこを理解してもらって、ここのチャンスを逃したら、あなたの子供さんは大人になったときに、みんなから愛される子供にならないんですよというようなことも含めて、親御さんにも理解していただきながら、きちっと指導していくことが大事だと思っています。

新見委員 今の教育長のお話ですけれども、そういった問題を起こした子供たちに対して、親も一緒に来てもらって、そういう話をすることでございましたが、最近はその親自身が問題を抱えているというか、いわゆるモンスターペアレントみたいな方々もいっぱいいらっしゃいますが、そういった親に対する半分教育みたいなものも、そういった場できちっとやっていく、教育と言うとちょっと語弊がありますが、そういったこともやっていけないといけないと思うんですけど、そこ辺は経験上どうだったんですか。

飛田教育長 今、委員がおっしゃったことは、実に難しい点です。一番大事に現場で、教師であったとき、あるいは校長をしていたときに感じたことは、決して親も自分の子供が全ていいとは思っていらっしゃらないと、私は確信しています。ですから、この機会を通して、一緒に子供さんをいい大人になれるような機会だとしましょう。実は、校長をしていたときにも、そういう事例があったとき、このことじゃないですが、謹慎をさせた後に、親御さんに謹慎を解除するとき残っていただいて、「いい機会でしたね」と言っている話をすると、しみじみ親御さんもわかっていただいて、「またよろしくお願いします」というようなことを言っていた

だくような形に変わりました。だから、一つのことがあるって、この家庭はだめだとか、この子はだめだじゃなくて、そういうことをきっかけとして、家庭でも学校でもこの子をきちっと育てていこうという、そういう信頼関係を保護者と学校がつくっていくことが、私は経験上、大事だと思っています。

太田委員 少し笑われるかもしれませんが、テレビなんかを見ると、子供の教育ということを見た場合に、あんまり現実味がない漫画みたいなものが多いんですよ。サッカーボールを蹴ったら、そのサッカーボールが火の玉になって飛んでいくとかいうような、それは現実にはないだろうとか、何かゲームみたいにやられて、人間同士がやると何かロボットみたいなのが背後に出てきてやる、それは現実味がないよねと、実際あり得ないことが、それを意外と見ているんですよ。そして育っていきよるなど。笑われると言ったのは、私も小さいころは、「にあんちゃん」とか「つづり方兄妹」とか、あんな映画が、本当に涙する映画がいっぱい来て、本当にたまらなかったんですけど、ちょっとそういう世相からくる子供たちの思考の回路がちょっと違ってきているかなというのを感じて、これは教育界としてはどうしようもないことではしょうけど、少しそういう社会のあり方の、そういうマスメディアあたりの何かもっと現実味のある、実生活にかかわりのあるドラマなり子供向けのものを何か望むような気がしますがね。でないと、何か人を蹴ったくったり何たりするようなことが多いものだから、火が出たり何たりして、どうもその辺は感じる場所ですね。

西村委員長 ほかにございませんでしょうか。

それでは、ないようですので、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 2 分休憩

午後 3 時 6 分再開

西村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

採決についてであります。申し合わせにより、委員会審査の最終日に行うこととなっておりますので、24日の再開時間を13時30分にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほかで何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。

午後 3 時 7 分散会

平成24年9月24日（月曜日）

午後1時33分再開

出席委員（7人）

委員	長	西村	賢
副委員	長	清山	知憲
委員		蓬原	正三
委員		横田	照夫
委員		外山	衛
委員		太田	清海
委員		新見	昌安

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	牧	浩一
議事課主任主事	田	代篤生

西村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第5号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号、第5号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいた

します。

「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、引き続き閉会中の継続審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時34分休憩

午後1時35分再開

西村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 それでは、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時36分休憩

午後1時40分再開

西村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

11月1日の閉会中の委員会につきましては、正副委員長に一任させていただきまして、委員会を開催することには御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 それでは、そのようにいたしま

す。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 何もないようですので、以上で
委員会を終了いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後 1 時41分閉会